

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
<基本目標1:子育て・子育てを支える仕組みづくり>

	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A: 100%(予定通り) B: 80-100%(概ね予定通り) C: 60-80%(やや満たない) D: 40-60%(予定の半分程度) E: 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(1) 家庭と地域における子育て力の向上	1	パパママ教室・健診など母子保健事業での情報提供	こども家庭課		A	妊娠届出時から、子育て制度や子育てひろば等の紹介を行い、参加への動機付けを行いました。各教室では、こどもの遊び方や関わり方、調理の仕方、仕上げみがき方法等実践を交えてアドバイスを行い、子育ての具体的な方法を伝達する機会とし、参加者より高い満足度を得ました。 乳幼児健診、子育て相談では、個々の状況に合わせたアドバイスを行いました。 伴走型相談支援事業の一つとしてNPO法人に委託し、パパママ教室「たまびよりくらぶ」を実施し、従来よりも実施回数増、土曜日開催日も設け、夫婦揃って参加しやすい環境を整えました。 たまびよりくらぶ: ママ延30人・パパ延17人 乳幼児健診: 691人 子育て相談: 延304人 離乳食教室: 39人 1歳すくすく教室: 27人 親子講座: 延89人	1	妊娠届出時から、子育て制度や子育て広場等の紹介を行い、参加への動機付けを行いました。各教室では、こどもの遊び方や関わり方、調理の仕方、仕上げみがき方法等実践を交えてアドバイスを行い、子育ての具体的な方法を伝達する機会とし、参加者より高い満足度を得ました。 乳幼児健診、子育て相談では、個々の状況に合わせたアドバイスを行いました。コロナ禍をきっかけに、子育て相談については予約制とし、丁寧な支援を展開してきました。 パパママ教室は日曜日開催とし、夫婦揃って参加しやすい環境を整えました。令和6年度からは伴走型相談支援事業として、NPO法人グローアップに委託し、回数を増やし実施しました。 親子講座については、令和3年度より心理士の講話と遊びの2本立ての内容に変更、内容や回数を見直しながら実施しました。令和6年度は小児科医による医療のかかり方や緊急時の対応等の講義も盛り込み、内容の充実を図りました。	2	妊娠届出時の面接を皮切りに、丁寧に情報提供や個別のアドバイスを実施してきました。 乳幼児健診については受診率が高い状況ですが、教室や相談事業については任意のため、意識の高い方が参加される傾向にあります。支援者側が必要であると考える方に参加いただくために工夫が必要であると考えます。 NPO法人に委託して事業展開をしていることもあり、両者が連携して対象者に必要な情報を提供し、必要な支援に繋ぐ仕組みを更に充実させる必要があると考えます。
	2	家庭教育力、家庭養育力の向上	社会教育課	こども家庭課	(社会教育課)B (こども家庭課)A	(社会教育課) 家庭教育の支援につながる事業を継続的に実施しています。令和6年度は、6幼小中学校で9講座(園部幼稚園2、八木中央幼児学園1、八木東小学校2、殿田小学校2、美山小学校1)を実施しました。 (こども家庭課) 計画通り年6回の「子育て講座」を開講しました。 9月と2月には日曜講座を開催し、計13組(うち父親参加8組)の参加がありました。	(社会教育課)2 (こども家庭課)2	(社会教育課) 令和2～3年度については、コロナ禍により中止もありましたが、令和4年度からは家庭教育の支援につながる事業を継続的に実施しています。 (こども家庭課) 子育てすこやかセンターで「子育て講座」として年間計画を立てて開催するとともに、うち2回を日曜日に開催し、特に父親の参加を促す内容を企画しました。	(社会教育課)2 (こども家庭課)2	(社会教育課) 園・校のPTA事業との連携を図り、実施主体である教員・PTA会員の負担を軽減する必要があります。 (こども家庭課) 利用者が求めていることと、子育て支援の観点から実施したいものかなど、「子育て講座」の内容を検討し実施していく必要性を感じています。 また、休日親子で過ごしてもらえる内容(父親の参加を促すもの)を今後も検討していきたいと思います。
	3	育児支援に係る講座等の実施	社会福祉課	こども家庭課	(社会福祉課)A (こども家庭課)A	(社会福祉課) 発達支援相談を受けている保護者にペアレントトレーニングの手法を用い、「のびのび教室」とフォロー会、アタッチメント理論から考えられている「安心感の輪・子育てプログラム」を計10名に実施しました。参加前後のアンケートにより、振り返りも行いました。 こどもとの関わりに不安ややりにくさを抱えて悩む保護者が、具体的な対処方法を学び実践することを目的に実施しました。 (こども家庭課) 「ほめてハッピー☆smile講座」を全4回シリーズで2クール開催。(参加者: 8人)その後、フォローアップ講座を実施しました。あわせて、子育てすこやかセンターでは、乳幼児とその保護者を主な対象とした子育て講座を毎月各種開催しました。	(社会福祉課)1 (こども家庭課)1	(社会福祉課) ・のびのび教室 令和2年度: 2クール、フォロー会1回、実人数4人、延べ人数21人 令和3年度: 3クール、フォロー会4回、実人数9人、延べ人数20人 令和4年度: 3クール、フォロー会3回、実人数7人、延べ人数18人 令和5年度: 3クール、フォロー会4回、実人数7人、延べ人数37人 令和6年度: 3クール、フォロー会2回、実人数9人、延べ人数48人 ・安心感の輪・子育てプログラム 親子の愛着関係に課題を感じるケースがあるため、令和5年度より「安心感の輪・子育てプログラム」を実施しました。 令和5年度: 1クール、実人数4人、延べ人数13人 令和5年度: 1クール、実人数1人、延べ人数4人 (こども家庭課) ペアレントトレーニングの手法を用い、特に幼児の保護者を対象に「ほめてハッピー☆smile講座」を実施しました。また、乳幼児の親を対象とし、救急医療の受診等について学ぶ「医療のかかり方講座」を実施しました。 あわせて、子育てすこやかセンターでは、乳幼児とその保護者を主な対象とした子育て講座を毎月各種開催しました。	(社会福祉課)1 (こども家庭課)1	(社会福祉課) こどもとの関わり方を学ぶことにより、子育てを振り返り、褒めることへの意識を高め、保護者が肯定感のある育児を行うための支援ができ、アンケート結果も改善傾向を示すことができました。 (こども家庭課) こどもとの関わり方、子育ての仕方に不安を抱く親への支援として、今後も講座等の継続が必要と考えます。
	4	子育て広場事業の充実	こども家庭課		B	利用者が温かく迎え入れられ、利用者にとって快適な居場所となるような居場所づくりや、こども年齢に合わせた行事を実施しました。 読書ボランティアによる「お話し会」や、専門家による「子育て講座」、助産師による「ベビーマッサージ」等の講座を定期的に開催しました。	1	令和2～3年度については、コロナ禍のため、一部休止した事業もありましたが、子育てすこやかセンターでは、利用者を温かく迎え入れ、こどもにとって居心地のよい居場所づくりを行い、こども年齢に合わせた行事を実施しました。 また、NPO法人グローアップへ委託し、八木町を拠点として、各町でも出張広場として就園前の乳幼児の親子を対象として、絵本の読み聞かせや遊びの紹介などを通じ、豊かな情操を育みました。令和6年度からはNPO法人グローアップへ園部ひろばとして子育てすこやかセンターでの広場事業も委託に加えました。市内全域での連携が可能となり、育児相談、交流、保護者の学びの機会として講座を定期的に開催し、講師にはその分野に応じ、ボランティアや保健師、栄養士、助産師等を迎え、育児についての不安軽減、解消を図りました。	2	妊産婦・子育て世帯・こどもが気軽に集まり、快適に過ごしたり相談できる場として、今後もこども年齢に合わせた行事を計画し実施するとともに、さらに利用者にとって居心地のよい居場所となるよう、努めます。
	5	乳幼児と地域の子どもたちとのふれあいの推進	こども家庭課		B	委託の子育てひろばにおいて、八木中学校でのひろば開設を行い、中学生と子育て中の親子がふれあう機会を設けました。 中学生がいかなるこどもたちとふれあうとともに、親にとっても中学生となる姿を想像することで、将来への見通しをもつ機会となりました。	1	令和2～3年度については、コロナ禍のため、実施することはできませんでした。4年度に八木中学校でひろばを1回開設し、5年度から本格的な再開を行うことができました。 中学生がいかなるのちの大切さや出産・子育てについて学ぶとともに、子育て中の親子が地域のつながりを持ち、こどもの成長を見通すことのできる機会となりました。	2	中学生がいかなるのちの大切さや出産・子育てについて学ぶとともに、子育て中の親子が地域のつながりを持ち、こどもの成長を見通すことのできる機会となりました。
	6	子育てに関するNPO法人、ボランティア、サークルとの連携	こども家庭課		A	NPO法人グローアップへ委託し、「つどいの広場事業」「利用者支援事業」「産前・産後サポート事業」を実施しました。各団体等の活動等については、市の広報紙やホームページで広報を行うことで、協力しました。	1	NPO法人グローアップへ委託し、「つどいの広場事業」「利用者支援事業」「産前・産後サポート事業」を実施しました。 各団体等の活動等については、市の広報紙やホームページで広報を行うことで、協力しました。 子育て支援に関する市内団体交流会については、令和2年度、令和3年度はコロナ禍のため実施できませんでした。令和4年度から再開できました。	2	NPO法人、ボランティア、サークルと連携をとり、事業を実施することができました。今後も連携が必要だと感じています。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
<基本目標1:子育て・子育てを支える仕組みづくり>

	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間中5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(2)子育て支援サービスの提供	1	時間外保育事業(延長保育事業)	幼児教育・保育推進課		A	令和5年度は月平均81人の利用に対し、令和6年度は月平均80人となり、利用者は横ばいです。早朝保育、延長保育ともに実施できました。今後も保護者の利用状況を踏まえながら、適切に実施していきます。※南丹のぞみ園では平日朝7時から20時までの開園時間の中で、保護者の利用に合わせ延長保育を実施しました。	1	早朝保育、延長保育ともに実施できました。	1	保育の提供時間が長い民間園の希望が多く、申込が集中しています。また、人材不足であるため、保育士等の負担が一方では増えている状況です。
	2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	社会教育課		A	放課後児童クラブに従事する支援員において、令和6年度末時点で認定研修を受講した支援員は37人となっております。支援員の確保、配置等の勤務体系、設備の充実などの環境整備に課題があります。	2	平成30年度から全学年を対象に受け入れを実施しています。令和2年度には八木地域、令和4年度には園部地域、令和5年度には八木地域に新施設を開設しました。既存施設の活用をはじめ、新たな施設での開設等、学校との連携・調整などにより、実施体制の整備を図ります。支援員の確保、配置等の勤務体系、設備の充実などの環境整備に課題があります。	1	待機児童を出さずとなく、運営を行うことができたが、児童の登録数、利用者数が毎年増加傾向にあることから、安定的運営を継続するためには、更なる支援員の確保、配置や勤務体系などの見直しが必要です。
	3	子育て短期支援事業(ショートステイ、トライライトステイ)	こども家庭課		A	家庭における養育が困難になった児童を一定期間入所させて、養育の負担の軽減を図りました。(利用人数2人、延べ10日の利用)	1	コロナ禍は、施設側の受け入れが難しく、児童相談所に一時保護を依頼するなどの対応を取りましたが、令和5年度以降は児童養護施設に委託し、保護者が児童の養育が困難になった場合、児童の養育を行いました。	1	施設の受け入れが難しく児童相談所の一時保護を勧めるケースもありました。家庭での養育を支えるためには、施設だけでなく児童相談所との連携が引き続き必要だと感じています。
	4	地域子育て支援拠点事業	こども家庭課		A	計画とおりの講座実施ができました。参加人数の制限を親子40人程度とコロナ禍前と同様に戻し事業をおこなうことができました。利用者を温かく迎え入れ、こどもにとって居心地のよい居場所づくりを行い、こども年齢に合わせた行事を実施しています。年間来所者数 延べ4,903人。	1	令和5年度までは、民間(NPO法人等)委託による子育て広場事業は八木拠点(週3回)、園部拠点(週5回)(子育てすこやかセンター)の他、日吉、美山地域に週1回、出張して実施します。令和6年度からは園部拠点についても民間委託に加え、市内全域で連携を図りながら展開をしています。絵本の読み聞かせや遊びの紹介などには、社会福祉協議会登録ボランティアや、地域で活動されているサークル等を講師に招き、地域との交流、世代間の交流を図ります。今後も利用者にとって、身近な場所での開催に努めます。	1	妊娠期から就園までの親子の居場所として、いつでも気軽に訪れることができるだけでなく、身近な相談を受け適切な支援が提供できるよう職員のスキルアップが必要です。
	5	一時預かり事業	幼児教育・保育推進課		C	公立保育施設ですべての施設で緊急的な預かりを実施しています。加えて八木中央保育所では就労等の理由で週3日を限度とした預かりを実施しています。希望数と受け入れ体制が整わない実態がありました。緊急的な預かりの利用4人、就労等による週3日以内の預かりは0人でした。	2	近年のニーズと保育士等不足により、時には希望に添えない実態もありました。特に八木中央保育所は一時保育専任の職員配置がありましたが、通常保育の配置自体が厳しく令和4年度以降は専任配置がありません。一時保育の提供量が判明する時期も年度開始後であり、希望者への利用可否の通知も遅くなっています。	2	令和5年度より里帰り期間中等の利用希望に対応できるよう、市外の方の利用を可能としました。一時保育専任の職員の確保が難しいため、通常保育の利用に切り替え対応するケースもありました。こども誰でも通園制度との整理が必要です。
	6	病児・病後児保育事業	幼児教育・保育推進課		A	亀岡市、京丹波町、国民健康保険南丹病院組合との協定により、令和3年11月より、京都中部総合医療センター内で、病児保育室「ひまわり」を開設、運営しています。令和6年度の利用者数は延べ35人で、うち南丹市は16人でした。	1	積年の課題であった市内に病児保育室の整備ができ、保護者の就労等の支援が広がりました。亀岡市、京丹波町、京都中部総合医療センターと協議を重ねる中で、他市、先進地域の情報取得にも努めました。保護者ニーズを踏まえ、かつ利便性の向上のため、かかりつけ医の受診からも既存の京都中部総合医療センター内の病児保育室の利用が可能となるよう調整しているところです。	1	市域が広いため、日吉・美山地域の保護者の利便性が求められています。
	7	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課		B	依頼会員(おねがい会員)の説明・登録を随時行いました。提供会員講習会を2回、会員交流会2回、全体交流会1回、提供会員レベルアップ講習会を開催しました。令和6年度:令和7年3月末時点 会員数322人(依頼会員187人、提供会員117人、両会員18人) 活動件数 延べ820件(令和7年3月末時点)	2	依頼会員(おねがい会員)の説明・登録を随時行いました。提供会員講習会、会員交流会、提供会員レベルアップ講習会を開催しました。令和2・3年度は、コロナ禍のため、全体交流会は中止としました。令和4年度以降は感染症対策を講じながら全体交流会1回の開催を行いました。	2	一部の提供会員の活動になっています。円滑な運営を行う多め、提供会員に連絡を取り、会員の活動状況を把握・整理する必要性があります。
	8	乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭課		A	出生届出情報を元に、保健師が訪問し母子の健康状態や育児状況を確認しています。身体計測の他、発達の確認、妊娠期から出産の経過確認、予防接種の受け方、赤ちゃんへの関わり方等のアドバイスを行いました。令和6年度については、110人(99.1%)の赤ちゃん訪問を実施しました。1回の訪問で終了することなく、支援の必要性があると判断した場合は経過訪問も実施し、延138名の訪問を実施しました。長期里帰り等で、赤ちゃん訪問ができない場合については、他市依頼を実施しています。	1	母子に関わる最初の事業かつ、生活の場において母子の様子を確認する重要な事業として位置づけ、コロナ禍においても、感染予防に留意しながら継続して実施をしてきました。令和5年2月以降、出産子育て応援給付金事業の面接も兼ね、市保健師が実施をしてきました。	1	当市では従来より100%の実施を目指して実施しています。訪問を拒否される方が一定おられますが、母子に関わる第一歩の事業でもあるため、必要性を丁寧に伝え、今後も継続して実施していく必要があると考えます。
	9	妊婦健康診査	こども家庭課		A	多くの妊婦が妊娠11週までに届出し、妊婦健康診査受診券を活用しました。(11週までの届出:94.9%) 妊娠届出時に、妊婦歯科健康診査の案内と受診勧奨を行うとともに、適齢時期にはがきによる受診勧奨を行いました。妊娠届出者:117人 受診券発行:124人(転入妊婦含む) 妊婦健康診査受診者:実181人 延1,380人 妊婦歯科健康診査受診者:41人	1	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担制度として、基本健診14回分、血液検査、超音波検査等の「妊婦健康診査公費負担受診券」を発行しました。多胎妊婦については、基本健診6回・超音波検査3回の追加交付をしました。受診券は、京都府内の委託医療機関及び助産所に提出して、利用することができます。また、京都府外での受診には、償還払いに対応しました。妊婦の健康管理として、1回分の妊婦歯科健診受診券を発行しました。南丹市内の歯科医院で受診され、妊娠中の健康管理に役立てていただきました。他に、産婦健康診査2回分、令和5年度より新生児聴覚検査、令和6年度より1か月児健康診査についても助成を実施し、健康管理と経済的負担の軽減を図っています。	1	妊婦健康診査については、京都府統一単価及び回数で実施をしています。適正時期に妊娠届出をされている方が多く、既定の回数を受診することができる環境を整えることができていると考えます。他にも、産婦健康診査・新生児聴覚検査、1か月児健康診査の助成を開始したことで、支援サービスは充実したと考えます。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
＜基本目標1:子育て・子育てを支える仕組みづくり＞

	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等。評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
基本施策	10	養育支援訪問事業 (令和6年度から「子育て世帯訪問支援事業」)	こども家庭課		B	養育の支援が特に必要な家庭に対して、その居宅に訪問支援員が訪問し、育児・家事の援助を行うとともに、養育に関する相談・助言を行いました。6年度については、「子育て世帯訪問支援事業」として実施。延べ19件の利用、家事支援を行いました。今後も、引き続き養育の支援が必要な家庭への支援を図ります。	2	養育支援が特に必要な家庭に対して、地域子育て支援拠点や保健師とも連携しながら家事・育児の支援を実施しました。子育てへの困り感を抱えている保護者へ寄り添いながら、支援することで児童虐待の早期発見・早期対応を図りました。	2	支援が必要な家庭には事業につなぐことができましたが、まだまだ利用が少ない現状です。ニーズに応じた支援ができるよう、保健師や関係機関との密な連携が必要です。
	11	利用者支援事業	こども家庭課		A	利用者支援事業は、以下の3類型からなり、継続的な把握と支援プランの策定を実施しました。 ①基本型:利用者支援と地域連携を共に実施。行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用。②こども家庭センター型:統括支援員を配置し、児童福祉と母子保健の両側面から支援を実施。③こども家庭センター型(母子保健機能):保健師等の専門職が全ての妊産婦を対象に利用者支援と地域連携を共に実施しました。 南丹市では、「基本型」をNPO法人へ委託により「ぼこぼこくらぶ(園部ひろば、八木ひろば内)」で実施し、「こども家庭センター型」はこども家庭課が担当しています。 (基本型相談件数:525件)	1	利用者支援事業は、以下の3類型からなり、継続的な把握と支援プランの策定を実施しました。 ①基本型:利用者支援と地域連携を共に実施。行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用。②こども家庭センター型:統括支援員を配置し、児童福祉と母子保健の両側面から支援を実施。③こども家庭センター型(母子保健機能):保健師等の専門職が全ての妊産婦を対象に利用者支援と地域連携を共に実施しました。 南丹市では、「基本型」を令和5年度まで委託の「ぼこぼこくらぶ」、直営の「子育てすこやかセンター」で実施しましたが、令和6年度からは「ぼこぼこくらぶ」に委託で実施しました。「こども家庭センター型」はこども家庭課が担当しています。	1	南丹市では、「基本型」を子育て拠点施設「ぼこぼこくらぶ」などで実施し、「こども家庭センター型」はこども家庭課が担当しました。それぞれ身近な相談先があることで、子育てやその他の悩みに寄り添い、負担感の解消に努めています。 ホームページやSNSを通して広報も継続的に実施します。
	12	実費徴収に係る補足給付事業	幼児教育・保育推進課		A	食事の提供に要する費用を24人に支給しました。 日用品、文房具等の購入に要する費用を5人に支給しました。	1	低所得世帯へ給付することにより、経済的な支援ができました。	1	1年分を保護者から申請する関係で、給付時期が年度末となり経済的な不安が解消しきれいていません。
(3)仕事と生活の調和の実現	1	男女共同参画の推進	人権政策課		B	女性相談事業(毎月2回)を実施しました。 相談事業利用人数26件 男女共同参画社会推進委員会を開催しました。 DVをなくす運動(啓発:パープルリボンキャンペーン(ライトアップ事業))を11月12日～25日に実施しました。パープルリボンツリーを南丹市立中央図書館にDV関連図書と一緒に11月12日～24日に設置しました。	2	女性相談事業(毎月2回)を実施しました。 男女共同参画社会推進委員会を開催しました。 DVをなくす運動(啓発:パープルリボンキャンペーン(ライトアップ事業:パープルリボンツリー))を11月に実施しました。	2	性別に関わらず安心して生活できる社会を目指した取り組みと啓発となりました。
	2	仕事と家庭の両立に向けた意識啓発	人権政策課		B	男女共同参画事業「キラリなんたん」を7月2日に開催し、346人の参加がありました。	2	毎年、男女共同参画週間等にキラリなんたんを開催しました。(令和2年度はコロナ禍のため中止) また、男女共同参画に関連する講演会等を開催しました。	2	事業を通じワーク・ライフ・バランス等の啓発が行えました。
	3	育児・介護休業を取得しやすい環境づくり	人権政策課		C	マザーズジョブカフェに関する情報提供として、チラシを配架し、市民に広報しました。	3	京都府が開設する働きたい女性のための総合窓口「マザーズジョブカフェ」に関する情報提供として、チラシを配架し、市民に広報しました。 ※子育て中の方を含む女性ならどなたでも相談可能な窓口	2	SNS等の利用による広報も検討が必要です。
	4	働く女性への妊娠中・出産後の配慮	人権政策課		C	マザーズジョブカフェに関する情報提供として、チラシを配架し、市民に広報しました。	2	京都府が開設する働きたい女性のための総合窓口「マザーズジョブカフェ」に関する情報提供として、チラシを配架し、市民に広報しました。 ※子育て中の方を含む女性ならどなたでも相談可能な窓口	2	SNS等の利用による広報も検討が必要です。
	5	多様な就労形態の普及	人権政策課		C	マザーズジョブカフェに関する情報提供として、チラシを配架し、市民に広報しました。	2	京都府が開設する働きたい女性のための総合窓口「マザーズジョブカフェ」に関する情報提供として、チラシを配架し、市民に広報しました。 ※子育て中の方を含む女性ならどなたでも相談可能な窓口	2	SNS等の利用による広報も検討が必要です。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
＜基本目標1:子育て・子育てを支える仕組みづくり＞

	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
基本施策										
	1	支援につなげる相談体制の充実と支援の実施	社会福祉課	こども家庭課	(社会福祉課)A (こども家庭課)A	(社会福祉課) 発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行いました。相談利用実人数は259人、全ての相談参加の延べ人数は559人でした。 (こども家庭課) 子育て相談を、各地域にて毎月実施し、身近な場所で相談できる体制を整えました。 必要な方には、子育て発達支援センターで実施している専門相談を紹介する等、ケースに応じた対応をしています。 赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査の場で周知するとともに、市公式LINE・ホームページにて案内しました。 子育て相談:利用者 実114人 延304人	(社会福祉課)1 (こども家庭課)1	(社会福祉課) 乳幼児健診や園・学校巡回等から関係機関と連携し、保護者を適切な時期の発達支援相談事業の利用に繋げることができました。専門職がこどもの成長発達を促すための身体づくり・遊びの紹介・関わり方・医療機関等を紹介する場として相談支援事業を実施しました。 (こども家庭課) コロナ禍においても、育児不安等の軽減を図る重要な支援の場であると位置づけ、感染予防対策を図り、予約制に切り変えて実施を継続しました。予約制が定着し、個々に合わせた丁寧な相談対応を実施しました。	(社会福祉課)1 (こども家庭課)1	(社会福祉課) 保健師・保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校・放課後児童クラブ・療育・医療等、関係機関と連携し、早期から必要なケースに寄り添い、発達支援相談事業に繋げることができました。 (こども家庭課) 身近な場所で相談を受ける体制を整えることは重要であると考えています。令和6年度より八木地区と日吉地区の保健福祉センターが廃止され、会場を変更しましたが継続して実施しました。 日吉及び美山地区については出生数の減少が顕著で、利用者が減少しているため、実施方法・回数を検討し、令和7年度より隔月実施をしていますが、子育てひろば事業と同時開催することで、交流を図る場としての機能も持たせています。
	2	専門の心理士による専門相談の実施	こども家庭課		A	計画どおり事業実施ができました。 令和6年度相談開催数42回、相談件数40件 (相談者実数9人)要保護児童対策地域協議会登録ケース対象者については、カウンセリング内容を必要に応じ共有し、支援に役立てました。	1	計画どおり事業実施ができました。 要保護児童対策地域協議会登録ケース対象者については、カウンセリング内容を必要に応じ共有し、支援に役立てました。	1	保護者のもつ不安を軽減するために、専門の心理士(公認心理師資格保持)によるカウンセリングを行うことができました。また、こころの相談会場を2か所(子育てすこやかセンターと市役所会議室)で実施することで、保護者の心身に配慮することができました。要保護児童対策地域協議会進行管理ケースの支援の1つとしても位置づけており心理士に相談しながら、関係機関の連携を進めることができました。
	3	保育所、幼稚園、学校における相談体制の充実	幼児教育・保育推進課	学校教育課	(幼児教育・保育推進課)B (学校教育課)B	(幼児教育・保育推進課) 児童の目線の様子を注意深く見ることにより、児童の変化等に気づき、養育困難な保護者や養育不安な保護者への対応を行いました。保健師や相談員とも連携し、適切な関わりができるよう努めました。また保育所等苦情解決第三者委員を苦情解決の窓口として位置づけており、園理解のため施設発行のおたよりを定期的に送付しています。 (学校教育課) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・まなび・生活アドバイザーと積極的に連携し、情報を共有しながら児童・生徒への支援を行いました。また、心の居場所サポーターによる相談活動及び学習支援等の活動を行いました。 ・スクールカウンセラー配置状況 拠点校に配置6人(園部小・園部中・八木中・殿田中・美山中・桜が丘中に各1人) 園部小以外の小学校には、拠点校から派遣して相談活動を行いました。 ・スクールソーシャルワーカー配置状況 (園部中を拠点校として1人配置)拠点校から各小中学校へは、派遣申請を受けて派遣しケース会議等のアドバイス等を行いました。 ・まなび・アドバイザー配置状況(八木東小、殿田小に各一人) ・心の居場所サポーター配置状況 10人 (園部中・園部第二小など10校に各1人) ・教育支援センター分室からアウトリーチ支援員を派遣し、家庭訪問等行いました。	(幼児教育・保育推進課)2 (学校教育課)2	(幼児教育・保育推進課) 保護者との信頼関係を築きながら、一定の相談体制は各所・園共に整えてきました。 令和2年度より苦情解決第三者委員を委嘱し、保護者や地域へ設置を周知することにより、保護者のクレーム対応や相談事案解消の手法を増やすことができました。 (学校教育課) コロナ禍にはスクールカウンセラーの各校への配置時間も増やし、きめ細かな対応をすることができました。 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・まなび・生活アドバイザーと積極的に連携し、情報を共有しながら児童・生徒への支援を行いました。また、心の居場所サポーターによる相談活動及び学習支援等の活動を行い、不登校や不登校傾向の児童生徒の心に寄り添いました。	(幼児教育・保育推進課)2 (学校教育課)2	(幼児教育・保育推進課) 保護者の相談には寄り添って対応していますが、時として現場の「返し方、対応」により誤解を招いてしまうことがあり、当課に相談されることもありました。丁寧に傾聴して相談に対応するよう努めます。 (学校教育課) スクールカウンセラーの小学校への派遣時間数が増え、より効果的に相談活動を進めることができました。しかし、小学校への派遣時間数は足りない状況であるので、更なる時間増が必要と考えます。 スクールソーシャルワーカーの活用について、拠点校で効果的な活用で行えました。ケースリストを全学校に導入するために派遣校へ効果的にアドバイス等ができました。 心の居場所サポーターについては、配置時間数の更なる増加が望まれます。
	4	情報提供体制の充実	こども家庭課		A	子育て施策を集約したホームページ「のびのびなんたん」の年度更新業務を行うとともに、保育所・幼稚園・認定こども園・すこやか学園入所申し込み案内の掲載業務を行いました。今後も継続して順次更新及び新たな情報の掲載に努めていきます。	1	「のびのびなんたん」の年度更新業務を行うとともに、保育所・幼稚園・認定こども園・すこやか学園入所申し込み案内の掲載業務を行いました。	1	保育所・幼稚園・認定こども園・すこやか学園入所申し込み案内の掲載を行うことで、申請書類のダウンロードが可能となり、利便性の向上につなげることができました。 SNSの発信も活用し、子育て世代へ情報が届けられるよう努めます。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
<基本目標2:豊かな心身を育む教育・保育の充実>

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(1)就学前教育・保育の充実	1	保育所、幼稚園施設の整備	幼児教育・保育推進課		A	令和5年度に行った民間施設の施設改修により定員が増員したため、令和6年度においては待機児童の減少を図ることができました。	2	令和3年度の民間こども園の開園により一旦、待機児童は解消できたものの、令和5年度以降は待機児童が生じています。公立施設の老朽化による修繕が増えています。	2	公立施設は保育士等の配置に苦慮しているところですが、また、公立施設は園舎の老朽化により、修繕が度重なることを繰り返しています。
	2	教育・保育内容の充実と職員の資質の向上	幼児教育・保育推進課		B	令和6年度は保育所幼稚園職員研修、人権研修、新任保育者研修等、先進地視察研修を含め、計23回実施しました。外部講師による室内の保育環境に対するアドバイスや保育者のこどもへの声のかけ方、関わり方、遊ぶ楽しさの実体験からこどもの人権侵害まで具体的な事例から学ぶ研修は、回を重ねて着実にスキルアップに繋がっています。 また、定期的に府の幼児教育アドバイザーからも助言を得て、保育者が抱える不安の解消や業務改善の一助としています。	2	保育所・幼稚園・幼児学園・こども園職員連絡協議会での研修、南丹市立幼稚園保育所職員研修や保育協会、京都府幼児教育アドバイザー研修などの外部研修を通じて、職員の資質の向上と園の保育の質の向上を図ってきました。令和2年度から同一講師を迎えて研修を重ね、令和3年度からは幼児教育アドバイザー研修を活用してきたことで、市内での保育の方向性が統一化されてきました。	2	保育所・幼稚園・幼児学園・こども園職員連絡協議会での研修、南丹市立幼稚園保育所職員研修や保育協会、京都府幼児教育アドバイザー研修などの外部研修を通じて、職員の資質の向上と園の保育の質の向上を図ってきていますが事後研修の持ち方や管理職マネジメントにより園格差が見られます。 保育士不足により、受けたい研修に参加できなかったり、園内研修の体制を作ることができていないことがあり、情報の共有化や職員体制作りの難しさがあります。
	3	未就園親子の支援の充実	幼児教育・保育推進課		A	すこやか学園利用者数 親子14組 年度途中からの受入れも行い、親子が地域や集団に入るきっかけになっています。 聖家族幼稚園「つばみくらぶ」利用者:2歳親子4組 「ふたばくらぶ」利用者:1歳親子22組	2	集団の中で遊びを通じ、未就園児の心身の健全な発達を促すとともに、親同士が子育てを学び合う場として「すこやか学園」を、聖家族幼稚園では「つばみくらぶ」「ふたばくらぶ」を開設しています。また、幼稚園については年1回ではありますが未就園児への園庭解放を実施してきました。 こどもの個性を考慮しながら親子で過ごす場を提供するとともに、教諭とこどもや親との信頼関係を築き、適切な親育て・子育て支援ができるよう教諭の資質向上に努めました。	2	保護者のニーズが変わり、保育所の低年齢児入所希望が増え、すこやか学園等の希望者が減りつつありますが、希望が続く限りは受け入れています。また、乳幼児期のこどもの発達やかかわりについて広めていけるように可視化が必要と考えています。保育人材不足により、八木中央では以前行っていた未就園児対象の園庭開放が対応できない状況にあります。
	4	保・幼・小・中連携教育研究事業の充実	学校教育課	幼児教育・保育推進課	(学校教育課)A (幼児教育・保育推進課)A	(学校教育課) 中学校ブロックを単位として、全市立小学校・中学校・幼稚園及び保育所、認定こども園による校種を越えた交流・研究事業が展開できたことにより、就学前から義務教育9年間を見通した連携と研究が深まり、こどもの理解と学びの姿勢づくり・学力向上に繋がってきています。 特に、非認知能力の育成に向けて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の理解と就学前の実践から学びを進めることができました。 (幼児教育・保育推進課) 保育所・幼稚園・認定こども園では、こども発信により就学への期待が実現できるように計画をし、小学校へ協力を得ながら保育実践を行っています。中学校ブロック毎に連携体制があったり、研修会があり、テーマをもって定期的に開催し、充実を図ってきました。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)2	(学校教育課) 中学校ブロックを単位として、小学校・中学校・幼稚園・保育所及び認定こども園による交流・研究事業を展開したことにより、就学前から義務教育9年間を見通した連携と研究が深まり、こどもの理解と学びの姿勢づくり・学力向上に繋がってきています。 (幼児教育・保育推進課) 保育所・幼稚園・認定こども園では、こども発信により就学への期待が実現できるように計画をし、小学校へ協力を得ながら保育実践を行っています。中学校ブロック毎に連携体制があったり、研修会があり、テーマをもって定期的に開催し、充実を図ってきました。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)2	(学校教育課) 本事業の、十数年の研究実践の積み重ねにより、「南丹市教育の強み」として校・園・所、教職員の共通理解が図られ、取組の成果が表れています。 (幼児教育・保育推進課) 保育人材不足により、日々様々な対応に追われている実情です。十分に人材や時間に余裕がないため、じっくりと協議検討している余裕なく進んでいる実態があります。
	5	預かり保育の推進	幼児教育・保育推進課		A	園部幼稚園月平均9人利用。 八木中央幼稚園月平均1人利用。 働く保護者の育児支援につながっています。 聖家族幼稚園 延べ6,876人(長期休み含む) 実施日数は年間231日です。	1	幼稚園において教育活動終了後に子育て支援の一環として保育を実施するもので、公立2か所(園部幼稚園、八木中央幼稚園)、私立1か所(聖家族幼稚園)で、継続して実施できました。私立幼稚園においては夏休み中も実施しました。	1	公立施設においては、保護者からの要望があるものの夏休み中の開設を実施できていません。自由登園日を増やすなどの工夫をしています。対象家庭は私立幼稚園、公立保育所、民間こども園に途中で転所されるケースもある状況です。公立の再編化が進み開園できると解消していける課題です。
	1	豊かな人間性の育成	学校教育課		A	市内全小中学校で授業改善をねらった授業研究会を開催することで、自校の授業研究を推進するとともに、各小・中学校の教師が学び合う場としました。 市小・中学校研究主任会議を開催し、京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～の分析をもとに、非認知能力の育成に向けた学校改善プランを作成し、実践を行いました。	1	小中学校に各1人の「ことばの力育成支援員」を配置し、こども達の読書活動の推進やGIGAスクール構想を推進し、1人1台タブレットを配置し、ICTを活用した新しい教育の推進をしました。また、授業改善をねらった研究会を開催することで、自校の授業研究を推進するとともに、ICTを活用したクリエイティブな授業について各小・中学校の教師が学び合う場としました。 令和5年度からは、非認知能力の育成に向けた学校改善プランを作成し、実践を行いました。	1	南丹市教育の強みである、授業を大切にした「授業改善」の取組、「ことばの力育成支援員」の配置、GIGAスクール構想の推進、就学前から義務教育をつなぎ非認知能力の育成を図るブロック連携の取組、等により、着実に「全ての子どもの可能性を伸ばし進路を実現する」保育・教育実践を進めています。
	2	安心して学べる環境の構築	学校教育課		A	全ての教育活動が人権教育の機会であるとの認識のもと、各校の実態に応じた人権教育を推進しました。 児童生徒の人権認識の向上のためには、教職員の人権認識の深まりが不可欠であることから市主催の2回の人権教育主任会議をはじめ、各校における人権研修を実施しました。	1	全ての教育活動が人権教育の機会であるとの認識のもと、各校の実態に応じた人権教育を推進しました。また、児童生徒の人権認識の向上のためには、教職員の人権認識の深まりが不可欠であることから市主催の人権教育主任会議をはじめ、各校における人権研修を実施しました。	1	全ての教育活動が人権教育の機会であるとの認識のもと、各校の実態に応じた人権教育を年間計画を基に推進できています。
	3	「地域を学ぶ、地域で学ぶ」環境の創出	学校教育課		B	・学校のコミュニティ・スクール担当者と地域学校協働活動推進員を対象にした研修会を開催して意識の高揚が図れました。 ・管理職を含む教員と学校運営協議会委員を対象に、各校の取組を交流し、CSマイスターから指導・講評をいただきました。	1	めざすこども像などを地域・保護者・学校が共有し、学校の教育課程と目的を地域と共有し、地域に根差した体験活動や研修会を実施し、コミュニティ・スクールや教職員と推進員の連携について理解を深めることができました。	1	単に新しい取組を追加するのではなく、各校ともコミュニティ・スクールの仕組みを活用して、それぞれの取組を充実させてきています。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
 <基本目標2:豊かな心身を育む教育・保育の充実>

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(2) 学校教育の充実	4	文化芸術の継承・発展による文化力の向上	学校教育課		B	児童生徒が日常では経験できない観劇等を京都府や諸機関と連携し、実施することで豊かな体験活動を行うことができました。	2	社会教育課の進める「地域学校協働本部」を活用し、地域の人材を活用した文化芸術活動、運動部活動を一層充実させることができました。	2	コロナ禍等の影響により十分な計画遂行は難しい側面がありました。
	5	ダイバーシティ教育の推進	学校教育課		B	各中学校ブロックで集合型の「育ち合う子らの集い」を実施しました。「違い」を理解し、「同じ」を実感する事に取り組み、心のバリアフリー意識を育む機会となりました。	2	コロナ禍では、「育ち合う子らの集い」に変わる「作品展」を、丹波支援学校、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校の校種間連携により開催し、「心のバリアフリー」の目指す方向性を共有しながら進めることができました。 令和5年度には、4年ぶりに各中学校ブロックで集合型の「育ち合う子らの集い」を実施しました。「違い」を理解し、「同じ」を実感する事に取り組み、心のバリアフリー意識を育む機会となりました。	2	コロナ禍を経験する中で、実施に向けて「育ち合う子らの集い」の在り方を整理した上で推進する必要があります。
	6	自己肯定感・有用感の育成	学校教育課		A	コミュニティ・スクールの仕組みを活用して、様々な教育活動に地域住民が参加して取り組むことができました。 学校・園・所が校種をこえて道德教育の推進を図るとともに、地域との連携のもと地域総がかりでこどもたちの道德性を育む取組を進めることができました。	2	市内すべての小中学校に「学校運営協議会」を設置し、学校運営協議会での熟議を通して「めざすこども像」を地域・家庭・保護者が共有し、その実現に向けて各校の実態に応じた実践を行いました。 地域と共に道德教育の充実を図る「地域道德」の取組を進めました。	2	教員からの評価だけではなく、地域の参加者からこども達への声掛けや評価によって、こども自身の自己肯定感や自己有用感を感じることが増えてきています。
	7	教育環境の整備	学校教育課		A	美山小学校体育館内壁改修工事を行い、児童が安全に学べる環境の整備を行いました。	1	「南丹市教育施設長寿命化計画」(令和2年度から令和11年度)に基づき施設の整備を図っています。 令和2年度 ・八木西・八木東小学校のプール改築工事 令和3年度 ・中学校の特別教室へ空調設備の整備及びトイレの洋式化改修 ・小中学校の全ての普通教室に大型提示装置の設置と特別教室への設置も 定数(各学校2台ずつ) 令和4年度 ・殿田中学校、美山中学校校舎の改修工事実施設計 ・Wi-Fi未整備の教室にWi-Fi設備の設置(小学校7室、中学校4室) 令和5年度 ・殿田中学校校舎及び美山中学校校舎の長寿命化改修工事 令和6年度 ・美山小学校体育館内壁改修工事	1	第2期計画では、計画どおり学校施設や情報機器の整備をすることができましたが、国が進めるGIGAスクール構想を本市で今後も継続して推進していくためにタブレット機器や情報環境を定期的に更新していくことや学校施設の質的整備(体育館へのエアコン整備、LED照明化)を進める必要があります。
	8	教職員の資質向上	学校教育課		A	「全ての子どもの可能性を伸ばし進路を実現する教育」の実現を目指して、指導力・専門性を高める各種研修会を実施しました。各校の授業研究会に他校の教員も参加する機会(市授業研究会)を持つことで、各校の教師が学び合う場としました。市教職員夏季研修大会では、教育長の講演等により、南丹市教育の方向性について共通理解を図ることができました。	1	教職員の資質向上を目指して各種研修会を実施しました。各校の授業研究会に他校の教員も参加する機会を持つことで、各校の教師が学び合う場となりました。	1	○基礎・基本を踏まえた専門的教科授業力等の育成 ○主任等の専門的な指導力の向上 ○すべての教職員の指導力・実践力の向上 の3つの柱で、質の高い研修を実施することができました。
(3) いじめ・不登校・非行への対応	1	未然防止、早期発見の体制づくり	学校教育課		A	南丹市小・中学校生徒指導主任会議を2回実施し、各校のいじめの未然防止等の取組に生かすことができました。 南丹市いじめ防止等対策委員会を2回開催し、教育委員会や学校の取組に対する委員からの助言を生かし、学校現場等にフィードバックすることができました。	1	令和2年度は、京都府の事業を活用して、未然防止・早期発見に向けた体制づくりを実現するとともに、新型コロナウイルス感染症対応として、各校への配置時間も増やし、きめ細かな対応をすることができました。令和3年度は、研修を実施し、指導方法や対応について理解を深め各学校に波及できました。令和4年度～令和5年度は、南丹市小・中学校生徒指導主任会議を実施し、各校のいじめの未然防止等の取組に生かすことができました。また、南丹市いじめ防止等対策委員会を開催し、教育委員会や学校の取組に対する委員からの助言を生かし、学校現場等にフィードバックすることができました。	1	各校のいじめ防止対策委員会を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携し状況を把握していじめの未然防止に取り組んでいます。
	2	家庭・地域・学校との連携と啓発の推進	学校教育課		A	要保護児童対策地域協議会の会議に参加し、各機関との連携を図るとともに各校との情報共有を強化し、学校と各機関との連携を促していくことができました。 南丹市いじめ問題対策連絡協議会において、こどものいじめに関する現状と課題を関係機関と共有することができました。	1	要保護児童対策地域協議会の会議に参加し、各機関との連携を図るとともに各校との情報共有を強化し、学校と各機関との連携を促していくことができました。 南丹市いじめ問題対策連絡協議会において、こどものいじめに関する現状と課題を関係機関と共有しました。	1	要保護児童対策地域協議会の会議を中心に日頃から密に情報を共有することができ、連携機関とスムーズに連携できています。
	3	不登校に係る教育相談の実施	学校教育課		A	スクールカウンセラーを拠点校(園部小、園部中、八木中、殿田中、美山中、桜が丘中)に配置し、有効な相談活動が実施できました。また、拠点校から、各小学校(園部小を除く)へスクールカウンセラーを配置し、拠点校同様に有効な相談活動が実施できました。	1	各校にスクールカウンセラーを配置し、有効な相談活用が実施できました。学校、関係機関と協働したアセスメントの継続及び、多様な支援ニーズへの対応力の向上を図ることができました。	1	各校配置のスクールカウンセラーを有効に活用することができています。また、各校において教育相談主任を中心に管理職も交えた教育相談会議が行われました。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
<基本目標2:豊かな心身を育む教育・保育の充実>

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
	4	適応指導教室の運営 (令和6年度より名称変更 教育支援センター)	学校教育課		A	教育支援センター会議を2回実施し、運営に対する状況を確認し運営に活かすことができました。 通室生の居場所づくりの場として機能し、通室生に寄り添った支援を行い、学校復帰することができました。(5人) 年3回不登校支援担当者会議を行い、R－PDCAサイクルに基づいた不登校の未然防止と解消に向けた取組を進めることができました。 ※令和6年度より、適応指導教室から教育支援センターに名称変更	1	不登校支援担当者会議を行い、社会的自立を目指す不登校支援の方向性及び、小中連携等組織的な取組の重要性を共有し、不登校の未然防止と解消に向けた取組を進めることができました。	1	適応指導教室指導員を中心にして、学校に行きにくい児童生徒の居場所づくりと社会的自立を目標にした活動を進めることができました。
(4) 児童の健全育成	1	図書館事業の充実と家庭・学校・地域での読書活動の推進	社会教育課		A	月毎の「おはなし会」、「図書室のつどい」を企画、開催し、こどもたちへ本の楽しさを伝えることができました。オーサービジットは、絵本作家のたなかひかる氏を招き、丹波高原国定公園ビジターセンター、美山小学校、美山中学校でワークショップを行いました。とさめきブックキャラバンを胡麻郷小学校と八木東小学校で実施し、児童に数多くの図書に触れる機会を提供しました。ことばの力育成支援員会議に出席し、図書館についての情報提供を行いました。地域の読書ボランティア等のイベント開催時に中央図書館絵本の部屋を会場として提供する等の支援を行いました。ブックスタート事業では、乳児健診で絵本及びブックレットを116人の対象者に読み聞かせとともに配布しました。	2	令和2～3年度は、コロナ禍により、行事を中止せざるを得ない月もあり、参加者も少ない傾向にありましたが、月毎の「おはなし会」、「図書室のつどい」を企画、開催し、こどもたちへ本の楽しさを伝えることができました。オーサービジットは、令和2年度から令和4年度にもコロナ禍への配慮をしながら一般向けと学校向けをそれぞれ継続して実施しました。令和5年度以降は通常開催ができるようになり、令和6年度まで一般向けと学校向けをそれぞれ開催しました。また、令和5年度には読み聞かせ講座を実施し、読書ボランティアの育成、支援を行いました。令和5年度に試行的に図書館の図書を持参して学校を訪問する「とさめきブックキャラバン」を実施、令和6年度も継続し計3校を訪問しました。ブックスタート事業を令和2年度から開始しました。令和2年度以降制度の趣旨の説明と絵本及びブックレットの配布を行っています。絵本の読み聞かせについては、コロナ禍のため令和2年度～令和3年度は休止しました。令和4年度からは希望者のみ開始し、令和5年度以降は全ての対象者に絵本の読み聞かせを体験してもらっています。	2	今後の課題としては、参加者により図書館や読書に親しんでもらえるよう講座の開催形態や広報を工夫します。また、各種団体やボランティア等と連携、協力して講座を実施する等により事業の充実を図ります。
	2	児童館機能の拡充	人権政策課		B	周辺地域の児童を対象に児童館活動に取り組みました。 10月に児童館まつり(市内児童の交流事業)を実施しました。(参加者13人)	2	周辺地域の児童を対象に児童館活動に取り組みました。令和2～4年度の「児童館まつり」は、コロナ禍のため、こども達の安全面を最優先に考慮した結果、やむなく中止となりました。令和5年度は8月、令和6年度は10月に開催し、交流を図ることができました。	2	安全に配慮し取り組んでいます。
	3	生涯学習事業の充実	社会教育課		B	市民の生涯学習の振興を図るため、地域に根ざした学習、講座を計画・実施しました。小学生を対象としたものや親子で参加できる講座等を実施しました。	2	令和2～3年度は、コロナ禍のため、施設の休館や、イベントを中止することが多い状況となりました。令和4年度からは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しながら、市民の生涯学習の振興を図るため、地域に根ざした学習、講座を計画・実施しました。小学生を対象としたものや親子で参加できる講座等を実施しました。	2	広く市民の参加を募っていく中で、こどもや親子を対象とした事業に加え、世代間交流を促進できるような企画を運営し、参加者の拡大を図ります。
	4	国際交流事業の推進	地域振興課		A	なんとにあんkid's(キッズ)カーニバル 12月8日に開催しました。(参加者:約180人) 絵画コンクールの実施 12月8日～1月18日の期間に南丹市国際交流会館で展示しました。なんとにあんkid's(キッズ)カーニバル内で表彰式及び展示をしました。(応募:63人)	1	毎年「なんとにあんkid's(キッズ)カーニバル」を開催し、こどもたちが世界の文化に触れ、学び、楽しむ機会を設けることができました。 また、子ども絵画コンクールを実施し、毎年国際的なテーマについての絵画を募集することで、こどもたちの国際交流・多文化共生の意識を高めることができました。	1	「なんとにあんkid's(キッズ)カーニバル」と「子ども絵画コンクール」により、こどもたちが世界の文化に触れる機会、国際交流・多文化共生への意識を高める機会を設けることができました。
	5	体験学習の推進	社会教育課		C	地域住民を講師として、11月に親子陶芸教室、12月にしめ縄教室を実施しました。	2	令和2～3年度は、コロナ禍により中止する事業が大半となりましたが、令和4年度以降は、親子陶芸教室、納豆づくり、しめ縄教室を実施しました。	2	両講座とも参加者数の実績がある取組みでしたが、課題であった新規の参加者を多く迎えることができませんでした。
	6	放課後の安全・安心な居場所づくり	社会教育課		C	放課後子ども教室を市内2か所(摩気高山こども未来塾、神吉太鼓)で実施しました。	2	令和2～3年度は、コロナ禍により中止する教室もありましたが、令和4年度までは市内3か所、令和5年度からは市内2か所で放課後子ども教室が実施されました。	2	行政・学校・地域・実施団体のお互いのニーズが異なることもあるため、放課後子ども教室の開設に協力できる団体を見つける必要があります。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
＜基本目標2:豊かな心身を育む教育・保育の充実＞

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
	7	スポーツ活動の充実・参加促進	スポーツ推進課		B	スポーツ協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員等と連携しながら様々な事業を展開しました。 カヌー教室やスポーツ体験会では学校を通じてチラシを配布するなど広く募集し、多くの参加を得ました。 トライアスロン大会では、スポーツ協会加盟団体等に運営側としてボランティアを募り、全国各地から参加する選手と市民が触れ合う機会となりました。また、本年より会場を移動した南丹市ジョギング大会では、こどもから大人まで沢山の方に参加いただく事業を行うことができました。	2	コロナ禍の影響により、すべての事業を計画通りに実施することはできませんでしたが、スポーツ少年団など関係機関と協力し、動画配信など工夫を凝らした取組を行ってきました。令和4年度からは、感染状況の改善に伴い、イベントも徐々に再開することができました。	2	これまで同様、スポーツ協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、南丹市スポーツ推進委員と連携し、スポーツイベントの実施や教室、指導者向けの講習会等を実施します。 参加者が気軽に参加できるように仕組み(広報や申込方法など)を工夫し、広く参加を募っていきます。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
<基本目標3:親子の健康づくりの推進>

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(1) 母子保健事業の充実	1	パパママ教室の充実	こども家庭課		A	令和6年度より伴走型相談支援事業の一つとして、NPO法人グローアップに委託し、「たまびよくらぶ」を年間6クール・2回シリーズ(内1回は参加者がなく、中止)実施しました。回数を増やし、土曜日開催を実施し、夫婦揃って参加しやすい環境を整え実施しました。 助産師・歯科衛生士・栄養士の講義や抱っこ練習・マタニティジャケットを着るし妊婦体験をするなど、実践的な内容も組み込み、NPO法人と連携して事業を推進を行いました。 また、出産後の支援の紹介を併せて実施することで、産後の生活に見通しをつけていただく良い機会となりました。 たまびよくらぶ: ママ延30人・パパ延17人		令和2年度より日曜開催を実施し、夫婦揃って参加しやすい環境を整えました。コロナ禍においても、感染予防に留意しながら、実施を継続してきました。 NPO法人グローアップと連携し、実施している様々な育児支援の紹介を兼ね、コーナーを担当いただく等、協働して事業運営を行いました。 令和6年度より、伴走型相談支援事業の一つとして、NPO法人グローアップに委託し、妊娠期はマタニティ訪問・たまびよくらぶ、産後は子育てひろば、からたケア、産後ほっこりの日と身近なところで相談を受けることが可能な仕組みを整えました。	1	令和2年度より平日開催を日曜開催に変更、令和6年度からはNPO法人に委託し、開催回数を2倍にし、夫婦で参加していただきやすい環境を整えてきました。 妊娠届出数が減少している中、妊婦やパートナー同士が交流できる場が必要であると考えます。 今後もNPO法人と密に連携し、事業展開をしていきたいと考えています。
	2	妊娠・出産・産後支援の実施	こども家庭課		A	妊娠届・赤ちゃん訪問・乳幼児健康診査時にアンケートを実施し、その都度悩みや育児不安の解消に努めました。 利用者支援事業(こども家庭センター型:母子保健機能)にて妊娠届出時面接を実施、産前・産後サポート事業(マタニティ訪問)の利用勧奨を実施しました。 マタニティ訪問はNPO法人グローアップに委託をし、産後の生活の見通しや産後の生活の不安等の聞き取りを実施し、その結果を連携し支援に繋げました。必要なケースについては、保健師が同伴訪問を行い、妊娠期から関わりを持ち支援しています。 産婦健康診査の結果、要支援産婦については医療機関からの情報提供を受け、早期の赤ちゃん訪問を実施し、必要時産後ケア事業等の支援に繋げました。 妊娠時面接:124人(パートナー面接・電話面接・訪問含む) マタニティ訪問:56人(電話訪問含む) 産後ケア:訪問型 実15人 延61人		妊娠届・赤ちゃん訪問・乳幼児健康診査時にアンケートを実施し、その都度悩みや育児不安の解消に努めました。 利用者支援事業(母子保健型)にて妊娠届出時面接を実施、産前・産後サポート事業(マタニティ訪問)の利用勧奨を実施しました。こども家庭センター設置により、令和6年度より、利用者支援事業(こども家庭センター型:母子保健機能)となっています。 マタニティ訪問はNPO法人グローアップに委託をし、産後の生活の見通しや産後の生活の不安等の聞き取りを実施し、その結果を連携し支援に繋げました。必要なケースについては、保健師が同伴訪問を行い、妊娠期から関わりを持ち支援しています。 産婦健康診査の結果、要支援産婦については医療機関からの情報提供を受け、早期の赤ちゃん訪問を実施し、必要時産後ケア事業等の支援に繋げました。特に産後ケア事業については、周知がなされてきたこともあり、利用実績が伸びています。	1	妊娠届出時面接を丁寧に行い、その時点でリスク判定を実施し、支援に繋げることで、早期からの支援を実施することができています。 マタニティ訪問については、経産婦は申し込みをされないケースや、申し込みをされたものの連絡がつかないといった理由から全ての妊婦に実施をすることは難しいと感じます。 そのため、産前アンケートと電話による産前訪問対応を実施し、妊婦の置かれている状況を把握し、必要な方は支援に繋げています。
	3	育児教室の充実	こども家庭課		A	離乳食教室では、離乳食についての講義と調理実習、試食を実施しました。併せて実施している親子遊びでは、保育士から保護者へ遊びのポイントを具体的に伝え、こどもとのふれあい方を知っていただく機会となりました。 離乳食教室:年12回 参加者:39組(33.1%) 1歳すくすく教室では、仕上げ磨きの指導と実技や遊びの実技を実施しました。幼児食の試食についても実施しました。 1歳すくすく教室:年4回 参加者:27組(18.4%) ハッピー親子講座「クローバー」は心理士によるこどもの心理的な発達についての講座を組み込み育児不安の軽減を図り、親子遊びを実際に実践する講座です。また、小児科医によるこどもの医療のかかり方について、講義も組み込み、充実を図りました。参加した保護者からは、イヤイヤ期の対応をはじめ参考になったと好評な感想が多くみられました。 実施状況:7回×2クール 参加者:延89組		離乳食教室では、コロナ禍では感染防止のため、従来実施していた試食を見合わせ、人数制限を設けて実施しました。令和5年度より試食も再開して実施しました。親子遊びでは、保育士から保護者へ遊びのポイントを具体的に伝え、こどもとのふれあい方を知っていただく機会になりました。 1歳すくすく教室においても、試食は見合わせ、集団で実施していた仕上げ磨き指導を個別に切り替え、遊びの実技を実施し、コロナ禍においても工夫をしながら事業の継続をしました。 心理士によるこどもの心理的な発達についての講義を組み込み、育児不安の軽減を図り、親子遊びを実践に体験するハッピー親子講座「クローバー」を実施しました。回数やクールについては、年度毎に見直し、実施しました。 令和6年度より小児科医の講義を組み込み、更に充実を図っています。	1	核家族化が進み、どのようにこどもに関わって良いか分からない保護者が増えている中、実践を交えた教室は有効であると考えます。 一方、任意の教室であるため参加いただきたいケースには参加いただけない場合もあり、声掛け等の支援が欠かせない状況です。併せて、低年齢から保育所を利用される家庭が増えていることに伴い、平日に実施する事業には参加いただきにくい現状があります。
	4	健康診査事業の推進	こども家庭課		A	各健診マニュアルに沿って、乳児前期健診・乳児後期健診・1歳8か月児健診・2歳5か月児健診・3歳5か月児健診を毎月1回実施しました。未受診者については電話・訪問・園連携等で全数状態を把握しました。 また、健診後にフォローが必要な者については、医療機関への受診勧奨や各種相談事業や教室でフォローしています。 乳児前期健診:受診者118人(100%) 乳児後期健診:受診者139人(99.3%) 1歳8か月児健診:受診者143人(99.3%) 2歳5か月児健診:受診者148人(94.3%) 3歳5か月児健診:受診者143人(100%) 令和6年度より1か月児健康診査を実施し、受診券の交付を行いました。 1か月児健診:受診者95人(助成率:91.3%)		各健診マニュアルに沿って、乳児前期健診・乳児後期健診・1歳8か月児健診・2歳5か月児健診・3歳5か月児健診を毎月1回実施しました。未受診者については電話・訪問・園連携等で全数状態を把握しました。 また、健診後にフォローが必要な者については、医療機関への受診勧奨や各種相談事業や教室でフォローしています。	1	母子保健法に基づき、定められた1歳6か月児健診・3歳5か月児健診に加え、市独自で実施している乳児前期健診・乳児後期健診と2歳5か月児健診を実施し、疾病や発達課題の早期発見と、育児不安等の軽減のために充実を図っています。 国からは上記に加え、1か月児健康診査と5歳児健康診査の実施についても指示があり、令和6年度より1か月児健康診査、令和7年度より5歳児健康診査の実施も開始し、充実を図っています。
	5	乳幼児の事故防止・救急処置の啓発	こども家庭課		A	乳幼児健診の保健指導を通じて、事故防止の啓発リーフレット等を配布し、保護者に事故防止の必要性を説明しています。健診や各種教室会場でも環境整備するなどして、事故防止に努めています。		乳幼児健診の保健指導を通じて、事故防止の啓発リーフレット等を配布し、保護者に事故防止の必要性を説明しています。健診や各種教室会場でも環境整備するなどして、事故防止に努めています。	2	啓発リーフレット等にて啓発は実施していますが、家庭の中で生かされているかの判断が難しいと考えます。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
<基本目標3:親子の健康づくりの推進>

基本施策	個別施策に対する評価										
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題	
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。	
	6	予防接種の推奨	こども家庭課		A	赤ちゃん訪問にて予防接種の必要性を伝え、接種勧奨を行いました。乳幼児健診、子育て相談、家庭訪問等で確認し、必要な予防接種を勧めました。乳児全戸訪問時でも予防接種の説明をし、接種勧奨を行いました。 また、接種対象年齢となった時のお知らせはがきや、未接種分の予診票の送付、未接種者への接種勧奨はがきの送付を継続して実施しました。 子宮頸がんワクチンについては、1年間延期となったキャッチアップ接種の情報提供を積極的に実施しました。 未接種者には健診等で接種勧奨するものの、予防接種を受けない考えの人が一定数あり、接種率が伸びない現状があります。個人の考えの尊重しつつ、さらに有効な感染症予防対策としての啓発が必要です。		1	赤ちゃん訪問にて予防接種の必要性を伝え、接種勧奨を行いました。乳幼児健診、子育て相談、家庭訪問等で確認し、必要な予防接種を勧めました。乳児全戸訪問時でも予防接種の説明をし、接種勧奨を行いました。 また、接種対象年齢となった時のお知らせはがきや、未接種分の予診票の送付、未接種者への接種勧奨はがきの送付を継続して実施しました。 子宮頸がんワクチンについては、長らく接種勧奨が控えられていましたが、令和4年度より積極的勧奨とキャッチアップ接種の情報提供と併せ、予診票の送付を行いました。	1	赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査等の機会に必ず予防接種歴を確認し、接種勧奨を実施していますが、予防接種に対して否定的な考えを示される保護者が一定あるため、100%は困難な状況です。 接種を希望しながら、受け忘れがある方が確実に接種できるよう支援をしたい考えです。
	7	不妊治療に関する意識啓発と相談体制の整備	こども家庭課		A	電話や来所での相談に対応し、必要に応じて、府事業や相談窓口の紹介を行いました。 不妊治療を受けている夫婦(事実婚含む)に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成しました。 一般不妊治療・特定不妊治療助成 申請延件数:51件(うち先進医療実施件数 18件) 申請者実人数:35人(うち男性2人) 申請者のうち妊娠した方:14人 不育治療助成 申請延件数:4件 申請者実人数:2人		1	電話や来所での相談に対応し、必要に応じて、府事業や相談窓口の紹介を行いました。 不妊治療を受けている夫婦(事実婚含む)に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成しました。 令和4年4月より、不妊治療に係る保険適用範囲が拡大されたことに伴い、市で助成する治療内容についても拡大しました。	1	保険適用の拡大に伴い、不妊治療を実施される医療機関も増え、治療に取り組みれる方が増加しています。申請期間が限られているため、申請漏れ等がないよう、広報にも注意してく必要があると考えます。
(2)小児医療機関との連携	1	地域医療との連携と情報提供の推進	こども家庭課	健康まちづくり課	A	(こども家庭課、健康まちづくり課) 小児科医療にかかわる医療機関(地元開業医、健診医)との連携会議を2回/年実施し、小児保健医療に係る情報を共有し、連携を図りました。 乳幼児健診の適切な実施に向けて、共通理解を図るきっかけになると考えています。 適宜、地区医師会と連携を図り、医療情報や予防接種情報を共有しています。保健事業やホームページなどを通じて情報提供を行いました。特に予防接種については、変更も含めて、地区医師会との連携、各医療機関への情報収集等を行いました。医師会のホームページでも予防接種の情報を掲載していただきました。 また、ハッピー親子講座「クローバー」においても小児科医に医療のかかり方の講話をしていただきました。		1	(こども家庭課、健康まちづくり課) 小児科医療にかかわる医療機関(地元開業医、京都中部総合医療センター)と令和4年度までは1回/年、連携会議を開催し、乳幼児健診を中心に小児保健医療に係る情報を共有しました。 適宜、船井医師会と連携を図り、医療情報や予防接種情報を共有しました。特に予防接種については、予防接種の種類等の変更について、船井医師会との連携、各医療機関への情報提供等を行っています。医師会のホームページでも予防接種の広報をしていただきました。 継続して、保健事業やホームページなどを通じて情報提供を行いました。 令和5年度以降は、健診医との連携会議を2回/年実施しました。	1	(こども家庭課、健康まちづくり課) 小児科医療にかかわる医療機関(地元開業医、京都中部総合医療センター)とは、乳幼児健診の実施を通して、令和4年度まで連携会議を実施しました。令和5年度以降は、乳幼児健診医との連携会議を2回/年開催し、保健事業への理解も深まり、顔の見える連携が図れたと評価しました。 また、予防接種に関しては、随時変更内容について船井医師会と連携し、被接種者が安心・安全に予防接種を受けることができるような体制整備を行いました。
	2	かかりつけ医の普及	こども家庭課		A	訪問や乳幼児健診、相談事業等の事業を通じて、かかりつけ医を持つようアドバイスを行いました。 電話や訪問等での相談に応じ、随時アドバイスを行いました。		2	訪問や乳幼児健診、相談事業等の事業を通じて、かかりつけ医を持つようアドバイスを行いました。 電話や訪問等での相談に応じ、随時アドバイスを行いました。	2	その都度アドバイスを実施していますが、実行されているかの評価が困難です。
	1	「食」についての啓発	健康まちづくり課	こども家庭課	(こども家庭課)A (健康まちづくり課)B	(こども家庭課、健康まちづくり課) 乳幼児健診においては全参加者に個別栄養指導を実施し、食を通じた子育て、親と子の健やかな食生活を支援しました。 健診、相談、教室において、南丹市食育推進計画を基とした啓発をしました。また機会をとらえて啓発の場を拡大していきます。 また、減塩、野菜摂取を勧めるため、季節に合わせた健康情報と一緒に健康レシピを年4回発行しました。 健診、相談、教室において、南丹市食育推進計画を基とした啓発をしました。		2	(こども家庭課、健康まちづくり課) 乳幼児健診においては全参加者に個別栄養指導を実施し、食を通じた子育て、親と子の健やかな食生活を支援しました。個々に合わせた丁寧な指導を実施しました。 健診、相談、教室において、南丹市食育推進計画を基とした啓発をしました。また機会をとらえて啓発の場を拡大していきます。 また、減塩、野菜摂取を勧めるため、季節に合わせた健康情報と一緒に健康レシピを年4回発行し、配布しました。 健診、相談、教室において、南丹市食育推進計画を基とした啓発をしました。	2	(こども家庭課、健康まちづくり課) 食に関する課題や、相談は多岐にわたり、個性性も高くなっていることにより、今後さらに個々に応じた啓発を行い、全体に浸透を図ることが課題です。 教室における父親の参加が増加してきており、両親に食についてアプローチする機会となっています。 健康レシピの配布では、親子でレシピを見ながら話をされている様子が見られ、親子のコミュニケーションの機会にもなりました。 家庭での活用状況が確認できないことが課題です。
	2	離乳期における食の指導の充実	こども家庭課		A	乳児前期健診において、すべての保護者に個別で離乳食の説明を実施しました。また、乳幼児健診や子育て相談で離乳食に対する疑問や不安について、個々に合わせた指導を実施しました。 離乳食教室は、離乳食についての講義、調理実習をし、試食をすることで実際の味付けや舌触りを体験していただくことができました。 離乳食教室:参加者39人(33.1%)		2	乳児前期健診において、すべての保護者に個別で離乳食の説明を実施しました。また、乳幼児健診や子育て相談で離乳食に対する疑問や不安について、個々に合わせた指導を実施しました。 離乳食教室は、コロナ禍では感染症予防のため人数制限を設け、第1子を優先として実施しました。第1子の参加が多くなったことで、質問される内容も変わっており、ニーズに合わせて講話や指導媒体も変更して実施しました。 令和5年度以降は、試食についても再開しました。	2	離乳食は特に第1子に場合はどのように始めてよいか不安に感じる保護者が多く、実践的な教室は有効であると考えます。 また、進め方も個人の状況に合わせて進める必要があるため、個別対応が欠かせないため、毎月実施している子育て相談も重要な事業であると考えます。 教室や相談事業を利用される方以外で不安を抱えておられるケースもあり、訪問等に対応していますが、こども家庭課には栄養士の配置がないため、健康まちづくり課と連携して対応していますが、マンパワー不足が課題です。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
<基本目標3:親子の健康づくりの推進>

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(3) 食育の推進	3	給食などを通じた食に関する指導の充実	幼児教育・保育推進課	学校教育課	(幼児教育・保育推進課) A (学校教育課) A	(幼児教育・保育推進課) 食育だよりを毎月発行し、行事食やだしをきかせた和食を取り入れたバランスのある献立提供の他、家庭における食育の理解を深める取り組みを行いました。家庭でも作りやすいメニューを保護者へ紹介し、家庭の献立づくりにも好評でした。園の菜園で育てた野菜を観察したり、給食食材へ使用するよう給食調理室に届ける経験は、食育に繋がる貴重な機会となっています。 (学校教育課) 南丹市内4調理場では、献立の年間計画に基づき「歯と口の健康週間」「免疫力アップ献立週間」等のテーマ給食や、月に一回程度の「日本の味めぐり」として各都道府県の郷土料理を献立に取り入れました。また、給食週間では「日本が誇る主食、お米の魅力発見！」をテーマに取り組みました。献立や指導を通して、日本の食事の中心となるお米(ごはん)がどんな料理にも合うことやお米が様々な加工品や調味料に使われることなどを知る機会となりました。 南丹市健康・食育レシビコンテストには各小中学校の児童生徒が数多く応募し、健康を意識した食生活を考える機会になりました。「学校給食賞」を受賞したメニューは、各調理場の献立に取り入れ好評でした。	(幼児教育・保育推進課) 2 (学校教育課) 1	(幼児教育・保育推進課) 毎日の献立作成には栄養師だけでなく、こどもたちが食べやすく食への興味へとつながるような工夫を加えています。また家庭での生活や食事を把握するための嗜好調査を通して乳幼児期の食事の役割を理解いただくよう啓発しています。家庭での食事だけでは身につかない経験を給食の場で重ねることで健康な体づくりの一助となるよう取り組みました。 (学校教育課) 南丹市内4調理場では、郷土料理を献立に取り入れたり、給食の歴史や地産地消などについて考える取組を実施しました。 南丹市健康・食育レシビコンテストには各小中学校の児童生徒が数多く応募し、健康を意識した食生活を考える機会になりました。「学校給食賞」を受賞したメニューは、各調理場の献立に取り入れ好評でした。	(幼児教育・保育推進課) 2 (学校教育課) 1	(幼児教育・保育推進課) 保護者希望でもある主食の提供は、厨房機器の整備や配膳の作業追加もあり、現状では対応ができません。今後、公立施設の再編が進む中で、検討します。 (学校教育課) 給食を通して食の指導を進めることができました。継続して取り組みます。
	4	家庭における食育の推進	健康まちづくり課	こども家庭課	(こども家庭課) A (健康まちづくり課) B	(こども家庭課、健康まちづくり課) 調理体験や試食といった、より具体的な実践的なアドバイスをを行うことで、即家庭で実践できるよう計画し実施します。また、乳幼児の健全な食生活を通して、保護者や家庭も含めて健康的な食生活を送ることができるよう、家庭単位でみた食育推進支援を行っています。 健康・食育レシビコンテストを開催し、メニューの作成や調理を通して、健康な食生活を親子で考える機会とし、野菜をこどもの頃から積極的に摂取する習慣、カリウム摂取や減塩の意識を身につけることへつなげています。	(こども家庭課) 2 (健康まちづくり課) 2	(こども家庭課、健康まちづくり課) 令和2～4年度は感染症予防のため、教室での試食は中止し、調理体験やデモンストラーション、展示により、家庭でも実践できるよう計画し実施しました。令和5年度から試食を再開し、だしの活用やうす味のおいしさを伝えていきます。また、乳幼児の健全な食生活を通して、保護者や家庭も含めて健康的な食生活を送ることができるよう、家庭単位でみた食育推進支援を行っています。 令和2年度から健康・食育レシビコンテストを開催し、メニューの作成や調理を通して、健康な食生活を親子で考える機会とし、野菜について種類や調理法を知り、こどもの頃から摂取する習慣を身につけることやうす味習慣を身につけることへつなげています。	(こども家庭課) 2 (健康まちづくり課) 2	(こども家庭課、健康まちづくり課) 令和5年度以降は教室での試食を再開し、味付けや食感などを体験していただくことができました。実践を取り入れることで、参加者に味付けや食感などを体験していただくことができ、よく分かったとの声が聞かれました。核家族や共働きの家庭が多いことから、家庭で実践しやすい内容を取り入れていく必要があると感じています。 健康・食育レシビコンテスト事業では、市の健康課題を改善できるテーマで作品を募集し、こどもを通した家庭への啓発の機会ともなりました。今後は、受賞作品を活用し、こどもたちの考えたレシピを食べることで市民が健康になる取り組みを進めていきたいと考えています。
	5	農業体験などの実施	幼児教育・保育推進課		A	魚の解体や農園活動等の体験を通して、食の楽しみ、大切さを理解する取り組みとなりました。普段から食材の納入でお世話になる事業者や地域の方との交流にもつながり、食への関心、興味がより広がりました。	1	園内の畑で季節の野菜を栽培したり、地域に出かけ植え付けや収穫の体験をさせてもらう機会があり、野菜の生長や収穫の喜び、旬の食材を知り、食べ味わうきっかけにつながりました。	1	園での栽培は限りがあり、地域に出かけるための時間の調整や予算の確保などが必要です。
	6	健康づくり推進協議会による「弁当の日」の推進	健康まちづくり課	学校教育課	A	(健康まちづくり課、学校教育課) 「弁当の日」の取組はコロナ禍以降できていませんが、令和2年度より継続して取組んでいる南丹市健康・食育レシビコンテストは、こどもたちが健康な食生活を考える機会として開催し、野菜と大豆製品を使ったカリウムたっぷりレシピや野菜とかつおだしを使った和食健康レシピで463点(小学生:233点/中学生230点)の応募がありました。保育所と学校で、受賞したレシピを給食の献立に取り入れたり、園部城祭りで提供されました。令和4年度から「賞の名称」を所属されている団体の名前に変更し、こどもたちのレシピで学校や地域が健康で元気なまちづくりにつながる取組を行いました。今後も学校や地域と連携をとり支援を行います。	1	(健康まちづくり課、学校教育課) コロナ禍以降、各小学校では調理実習が中止となりましたが、令和2年度より継続して取組んでいる南丹市健康・食育レシビコンテストは、こどもたちが健康な食生活を考える機会として開催し、多くの応募をいただきました。入賞作品から、保育所・学校での給食のメニューに展開することができ、こどもたちの生きる力に繋がりました。今後も学校や地域と連携をとり支援を行います。	1	(健康まちづくり課、学校教育課) コロナ禍以降、「弁当の日」の取組はできていません。健康まちづくり推進協議会で、「弁当の日」について検討が必要と考えます。南丹市健康・食育レシビコンテストの開始により、それに代わる取り組みが推進できました。
	7	庁内食育推進委員会による食育推進	健康まちづくり課		E	庁内食育推進委員会による会議を開催できていない状況ですが、今後さらに市内に食育の取り組みが広がるよう、必要時には庁内でも連携を図ります。 庁内食育推進委員会で取り組んでいたケーブルテレビの広報は、健康まちづくり課が中心に行いました。	3	コロナ禍により、感染予防対策を最優先としたため、庁内食育推進委員会の開催ができませんでした。 健康まちづくり課が中心に、ケーブルテレビでの食育の啓発を行いました。	3	庁内全体で、食育推進をしていくことが必要だと考えます。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
<基本目標3:親子の健康づくりの推進>

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(4)思春期における保健教育の推進	1	性教育の推進	学校教育課	こども家庭課	(学校教育課)B (こども家庭課)B	(学校教育課) 学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるよう、発達段階に合わせて体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導しました。 (こども家庭課) 「たまびよくらぶ」や訪問で家族計画についてアドバイスを実施しました。 学校からの希望があれば、教材の貸し出しを行い、教育について相談に応じています。 令和6年度については、問合せが1件あり、京都府が実施しているプレコンセプションケアプロジェクト事業について紹介しました。 ※プレコンセプションケアプロジェクト 妊娠に関する医学的な知識とライフデザインについて考える機会を一体的に提供するプログラム。	(学校教育課)2 (こども家庭課)2	(学校教育課) 学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるよう、発達段階に合わせて体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導しました。 (こども家庭課) 令和2～5年度においては、パバママ教室で家族計画を含めた性や妊娠についての知識の普及啓発を行いました。 学校からの希望があれば、教材の貸し出しや教育についての相談に応じました。	(学校教育課)2 (こども家庭課)2	(学校教育課) 生命の尊さや身体の発達変化については学ぶことができています。インターネットの普及などで児童生徒が性に対して知識を得ることが増加している背景から、性加害・性被害を想定した性教育のあり方を考えていく必要があります。 (こども家庭課) 赤ちゃん訪問では、必要に応じて家族計画についてアドバイスを実施しています。学校からの教材の貸出依頼の実績はありません。
	2	喫煙・飲酒・薬物に関わらせない教育の推進	健幸まちづくり課	こども家庭課	(健幸まちづくり課)B (こども家庭課)B	(健幸まちづくり課) 防煙教室は申し込みのあった市内の高校、中学校、小学校に対して防煙教育を実施しています。令和6年度は申込のあった2校で実施をしています。(京都府立農芸高校・聖カトリナ高等学校) 小・中学校への健康アンケートは例年通り実施し、こどもの現状を把握しました。 (こども家庭課) 小・中学校への健康アンケートは例年通り実施しました。こどもの現状を把握して、各学校へ情報共有しました。学校養護教諭との交流会で結果を共有しました。	(健幸まちづくり課)2 (こども家庭課)2	(健幸まちづくり課) 申し込みのあった市内の高校、中学校、小学校に対して防煙教育を実施しています。コロナ禍により令和2年度は申込3校・実施1校、令和3年度は申込2校・実施1校となりましたが、令和4・5・6年度は申込のあった2校どちらも防煙教室を実施しました。 小・中学生への健康アンケートは全ての年度において実施しました。こどもの現状を把握して、令和3年度・令和5年度の学校養護教諭との交流会で結果を共有しました。 (こども家庭課) 小・中学生への健康アンケートは全ての年度において実施しました。こどもの現状を把握して、データについては、各学校に報告をしました。令和3年度・令和5年度の学校養護教諭との交流会で結果を共有しました。	(健幸まちづくり課)2 (こども家庭課)2	(健幸まちづくり課) 防煙教室については、令和2～3年度はコロナ禍により申込のあった学校全てに防煙教室を実施できませんでした。令和4年度以降は申込のあったすべての学校に実施できており、ある程度の成果があったと考えます。 小・中学生への健康アンケートは全ての年度において実施できており、結果の共有によって学校現場での健康増進・普及啓発の一助となっています。 (こども家庭課) 小・中学生への健康アンケートは全ての年度において実施できており、結果の共有によって学校現場での健康増進・普及啓発の一助となっています。
	3	乳幼児とのふれあい活動の推進	学校教育課	こども家庭課	(学校教育課)B (こども家庭課)B	(学校教育課) 職場体験学習や家庭科等の学習を通じて、子育てへの理解と関心を高めることができました。また地域のNPOなどと連携し、赤ちゃんとのふれあいを行うことができました。 (こども家庭課) 委託の子育てひろばにおいて、八木中学校でのひろば開設を行い、中学生と子育て中の親子がふれあう機会を設けました。 中学生が小さなこともたちとふれあうとともに、親にとっても中学生となる姿を想像することで、将来への見通しをもつ機会となりました。	(学校教育課)1 (こども家庭課)1	(学校教育課) 令和2～3年度は、コロナ禍により、職場体験学習や赤ちゃんとのふれあい学習等を実施することはできませんでした。令和4年度からは、職場体験学習や家庭科等の学習を通じて、子育てへの理解と関心を高めることができました。 (こども家庭課) 令和2～3年度については、コロナ禍により、実施することはできませんでした。4年度に八木中学校でひろばを1回開設し、5年度から本格的な再開を行うことができました。小・中学生がいのちの大切さや出産・子育てについて学ぶとともに、子育て中の親子が地域のつながりを持ち、こどもの成長を見通すことのできる機会となりました。	(学校教育課)2 (こども家庭課)2	(学校教育課) コロナ禍により予定していた活動が十分に実施できたとは言えない状況でした。 (こども家庭課) コロナ禍により、実施できない時期もありましたが、中学生がいのちの大切さや出産・子育てについて学ぶとともに、子育て中の親子が地域のつながりを持ち、こどもの成長を見通すことのできる機会となりました。
	4	児童生徒の教育相談の推進	学校教育課		B	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・まなび・生活アドバイザーと積極的に連携し、情報を共有しながら児童・生徒への支援を行いました。また、心の居場所サポーターによる相談活動及び学習支援等の活動を行いました。 ・スクールカウンセラー配置状況 拠点校に配置6人(園部小・園部中・八木中・殿田中・美山中・校が丘中に各1人) 園部小以外の小学校には、拠点校から派遣して相談活動を行いました。 ・スクールソーシャルワーカー配置状況 (園部中を拠点校として1人配置)拠点校から各小中学校へは、派遣申請を受けて派遣しケース会議等のアドバイス等を行いました。 ・まなび・アドバイザー配置状況(八木東小、殿田小に各一人) ・心の居場所サポーター配置状況 10人 (園部中・園部第二小など10校に各1人)	2	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと積極的に連携し、情報を共有しながら児童・生徒への支援を行いました。また、心の居場所サポーターによる相談活動及び学習支援等の活動を行いました。	2	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが配置されていることをさらに児童・生徒や保護者に啓発することが必要だと考えます。
	5	学童・思春期の子どもをもつ保護者への相談の推進	学校教育課		B	相談や悩みに対して、教育相談やカウンセリングを行い、保護者の思いに寄り添いながら、丁寧な対応に努めることができました。	1	相談や悩みに対して、教育相談やカウンセリングを行い、保護者の思いに寄り添いながら、丁寧な対応に努めることができました。	1	様々な相談機関があることを周知していくことが必要であると考えます。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
＜基本目標4:きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実＞

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(1)子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策	1	主任児童委員、民生児童委員との連携	福祉相談課	こども家庭課	(福祉相談課)B (こども家庭課)B	(福祉相談課) 民生児童委員協議会では、学校との連携強化のため子育てに関する事業への参加、学校訪問や教職員との懇談など、各学校との交流を深めました。登下校などの見守りなどを通じ、地域におけるこどもたちの生活の実態把握に努めるとともに、学校現場との連携体制の基盤構築を図りました。 (こども家庭課) 要保護児童対策地域協議会実務者会議に4人の主任児童委員に参画いただき、地域の見守りの視点をいただきました。また各委員には個別に要保護児童、要支援児童の連携、情報共有、ケース会議への出席を図りました。	(福祉相談課)2 (こども家庭課)2	(福祉相談課) 令和2～4年度については、コロナ禍であり、学校との連携強化のための学校訪問や行事への参加、教職員との懇談会などは開催することができませんでした。しかしながら、活動も制限された中でも登下校の見守りは続けることにより、地域におけるこどもたちの生活の実態把握に努めることができました。 令和5～6年度については、感染症の規制緩和に伴い、学校訪問や行事への参加、また教職員との懇談などを積極的に実施しました。 (こども家庭課) 要保護児童対策地域協議会実務者会議に4人の主任児童委員に参画いただき、地域の見守りの視点をいただきました。また各地区の民生児童委員へ地域の実態把握と見守りをしていたべく、委員には個別に要保護児童、要支援児童の連携、情報共有、ケース会議への出席を図りました。	(福祉相談課)2 (こども家庭課)2	(福祉相談課) 核家族世帯の増加に伴う家庭や地域におけるつながりや支え合いの希薄化により、こどもたちが抱える問題が分かりにくいのが現状です。そんな中でも、登下校の見守りを続けることにより、地域のこどもたちの生活実態が少しでも把握できるよう努めることができました。 (こども家庭課) 要保護児童対策地域協議会の個別ケースが増加し複雑化していくなかで、地域の見守りとしてさらに主任児童委員や民生委員との連携が必要だと感じています。
	2	「子どもの人権110番」の周知	人権政策課		B	人権擁護委員連合会作成のリーフレットと周知用ポケットカレンダーを市役所窓口に配架しました。(市内学校へのポスター配布等は、人権擁護委員が行われています。)	2	人権擁護委員連合会の電話相談やSOSeメールのリーフレット等について周知に取り組みました。	2	法務局、人権擁護委員と連携を取りながら、周知に取り組みます。
	3	児童虐待防止についての啓発	こども家庭課		A	11月のオレンジリボン・虐待防止推進キャンペーンでは、啓発チラシの全戸配布を行い、市内2か所のスーパーでも街頭啓発を実施しました。	1	コロナ禍により令和2,3年度については街頭啓発は実施できませんでしたが、それ以外の方法(チラシの全戸配布、CATVでの啓発、各学校や保育所等へのパンフレットの配布等)で啓発活動を実施しました。令和4年度以降については、街頭啓発も再開し、児童虐待防止について啓発を実施しました。	1	児童虐待については、市民の多くの方に正しい知識の普及と早期発見の重要性について啓発していく必要があります。様々な手法で今後も啓発活動することが必要と考えます。
	4	関係機関による児童虐待の早期発見	こども家庭課		A	情報共有システム(キントーン)での情報連携を実施し、状況に応じて、直接顔を合わせて話を聞いたり、ケース会議を行いながら、虐待の早期発見・早期対応に努めました。	1	令和元年度より情報共有システム(キントーン)での情報連携を実施し、状況に応じて、直接顔を合わせて話を聞いたり、ケース会議を行いながら、虐待の早期発見、早期対応に努めました。 要保護児童対策地域協議会実務者会議は、コロナ禍も感染症対策を講じながら、定期的な開催(4月を除く毎月)を行いました。	1	要保護児童対策地域協議会の個別ケースが増加し複雑化していくなかで、要保護児童、要支援児童への支援、虐待の早期発見のために、情報共有システムを活用した連携を確立することができ、連携が密となっています。これまでシステムでの連携ができていなかった機関(京都府家庭支援総合センターや警察、医療機関など)とも令和7年度には連携体制を整えました。今後も虐待の早期発見、対応に向けて引き続き対応してまいります。
	5	児童虐待未然防止の相談体制の充実	こども家庭課	社会福祉課	(こども家庭課)A (社会福祉課)A	(こども家庭課) 家庭児童相談員、ひとり親自立支援員による家庭児童相談窓口を設置し、児童虐待の未然防止のために京都府家庭支援総合センター、京都府ヤングケアラー支援総合センター、高等学校、小中学校や保育所・幼稚園・幼児学園・認定こども園などと連携しました。 (社会福祉課) 発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行いました。	(こども家庭課)1 (社会福祉課)1	(こども家庭課) 家庭児童相談員、ひとり親自立支援員による家庭児童相談窓口を設置し、児童虐待の未然防止のために京都府家庭支援総合センター、高等学校、小中学校や保育所・幼稚園・幼児学園・認定こども園などと連携しました。 (社会福祉課) 発達支援相談事業や電話相談・保護者面談等でやりとくを抱える保護者の気持ちに寄り添い、育児の思いを聞く等、専門職が発達状況を確認しながら対応しました。	(こども家庭課)1 (社会福祉課)1	(こども家庭課) 要保護児童対策地域協議会の個別ケースが増加し複雑化していくなかで、要保護児童、要支援児童への支援、虐待の未然防止のために、京都府家庭支援総合センター、高等学校、小中学校や保育所・幼稚園・幼児学園・認定こども園などと連携しました。 (社会福祉課) 関係機関と連携を取りながら、保護者のニーズに応じて発達支援や育児支援を各相談事業やペアレントトレーニング、電話相談、保護者面談などを通して、虐待の未然防止に繋がるように取り組むことができました。
	6	要保護児童対策地域協議会の組織強化	こども家庭課		A	要保護児童対策地域協議会実務者会議は、定期的な開催(4月を除く毎月)を行い、ケースの進行管理を行いました。教育、福祉、医療、保健等の関係機関の方に出席いただき、地域の見守りの視点や医療の視点等、多面的な意見を得て、ケース対応の見直しを行いました。 また、委員向け研修を年1回実施し、支援が行き届かないケースについての共通認識を図りました。	1	コロナ禍では、要保護児童対策地域協議会実務者会議の会議時間を短縮したり、招集範囲を限定したりして、感染症対策を講じながら、定期的な開催(4月を除く毎月)を行い、ケースの進行管理を行いました。教育、福祉、医療、保健等の関係機関の方に出席いただき、地域の見守りの視点や医療の視点等、多面的な意見を得て、ケース対応の見直しを行いました。また、令和3年度には船井医師会との情報連携ができる仕組みを整えました。 そのほか、児童福祉法の改正により、要保護児童対策地域協議会調整機関職員に義務付けられた研修に毎年参加し、知識とスキルの向上に努めました。 毎年委員向け研修を実施し知識とスキルの向上に努めました。	1	今後も要保護児童対策地域協議会を核として、さらなる連携と具体的な支援が進められるよう、関係機関との密な連携が必要となります。 また、委員向け研修も継続して実施し、知識とスキルアップが必要だと考えます。
	1	ひとり親家庭の相談体制の充実	福祉相談課	こども家庭課	(福祉相談課)B (こども家庭課)A	(福祉相談課) 母子寡婦福祉会との交流会や研修会の開催はできませんでしたが、各町民生児童委員協議会において、ひとり親家庭の現状を把握し、ニーズに合わせた支援ができるよう定例会や部会などで問題点を話し合いました。 また、各種支援金等の申請に係る証明依頼時など、ひとり親との面談機会を有効に活用しながら、担当地区の現状把握に努めました。 (こども家庭課) こども家庭課に常勤でひとり親自立支援員を配置し、電話や来所で相談ができる体制を整えました。	(福祉相談課)2 (こども家庭課)1	(福祉相談課) 令和2～6年度については、母子寡婦福祉会との交流会や研修会の開催はできませんでしたが、各町民生児童委員協議会において、どうすればひとり親家庭の現状を掌握し、ニーズに合わせた支援に取り組むことができるのかを委員同士で相談し合いながら、担当地区の現状把握に努めました。 また、各種支援金等の申請に係る証明依頼時など、ひとり親との面談機会を有効に活用しながら、担当地区の現状把握に努めました。 (こども家庭課) こども家庭課に常勤でひとり親自立支援員を配置し、電話や来所で相談ができる体制を整えました。	(福祉相談課)2 (こども家庭課)1	(福祉相談課) 核家族世帯の増加に伴う家庭や地域におけるつながりや支え合いの希薄化により、家庭の現状やこどもたちが抱える問題が分かりにくくなっています。そんな中でも、それぞれの地域の中での日頃の交流や登下校の見守りを続けることにより、ひとり親家庭の生活実態が少しでも把握できるよう努めることができました。 また、部会や地区会議の中で意見を出し合い、委員同士で情報を共有することができました。 (こども家庭課) 電話や来所で相談ができる体制を整えることができました。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
 ＜基本目標4:きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実＞

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(2)ひとり親家庭への支援	2	ひとり親家庭の就労支援	こども家庭課	(幼児教育・保育推進課)	A	保育利用希望者が入所可能人数を超える保育所等では、全員の面接を行い、保育を希望するひとり親については審査基準に優先加算指数を適用しており、就労支援につなりました。 高等職業訓練促進給付金を7人、自立支援教育訓練給付金を1人に給付しました。	1	【令和2年度】相談2人 【令和3年度】高等職業訓練促進給付金3人、自立支援教育訓練給付金1人 【令和4年度】高等職業訓練促進給付金6人、自立支援教育訓練給付金1人 【令和5年度】高等職業訓練促進給付金6人、自立支援教育訓練給付金2人 【令和6年度】高等職業訓練促進給付金7人、自立支援教育訓練給付金1人 入所希望者が入所可能人数を超える保育所等では、全員の面接を行い、保育を希望するひとり親については優先的に案内しており、就労支援につなりました。	1	保育を希望するひとり親については保育所入所を優先的に案内しており、就労支援につなげることができました。 また、令和3年度から毎年度、高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金を支給することができました。
	3	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	こども家庭課		A	各種制度や養育費相談支援センター等の相談機関の案内を行い、必要な支援を行うことができました。また、社会福祉協議会の生活困窮者の相談窓口と京都府ひとり親家庭自立支援センターの相談員等と連携を図りながら支援を行うことができました。	1	コロナ禍は、施設側の受け入れが難しく、児童相談所に一時保護を依頼するなどの対応を取りましたが、令和5年度以降は児童養護施設に委託し、保護者が児童の養育が困難になった場合、児童の養育を行いました。	1	各種制度や相談機関の案内を行い、必要な支援を行うことができました。また、社会福祉協議会や京都府ひとり親家庭自立支援センターと連携を図りながら支援を行うことができました。
(3)障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援	1	障がいの早期発見・療育指導の推進	こども家庭課		A	乳幼児健康診査を実施し、障がいの早期発見に努めました。支援の必要なこともは、発達支援センターの相談事業や発達支援クリニック等を紹介し、支援を行いました。 また、定期的な保育所・幼稚園等との連携の中で、支援が必要な子どもについて連携を行い、早期に支援を受けることができるよう努めました。	1	乳幼児健康診査を実施し、障がいの早期発見に努めました。支援の必要なこともは、発達支援センターの相談事業や発達支援クリニック等を紹介し、支援を行いました。 また、定期的な保育所・幼稚園等との連携の中で、支援が必要な子どもについて連携を行い、早期に支援を受けることができるよう努めました。	1	乳幼児健康診査の場だけでなく、普段過ごしている保育所や幼稚園等集団での様子を併せて確認し、所属園と連携することで必要な支援に繋げることができました。 令和7年度より、5歳児健診を新たに実施し、充実を図っています。
	2	療育支援体制の充実	社会福祉課		A	子育て発達支援センター内の「つくし園」(社会福祉協議会へ療育事業を委託)で、親子療育と単独療育を実施しました。療育では、小集団の活動の中で自信をつけ、こどもの自立をサポートし、保護者に対する支援も行いました。受け入れ体制の調整を行い、低年齢家庭のプレ療育として「遊びの教室」も案内しながら医療・保健・通園先等との連携を強め一貫した支援実施を継続しました。 南丹市個別児童発達支援事業(花ノ木医療福祉センターに委託)では、重度の発達障がい児を園域内の専門機関と連携して細かな適切な療育支援を行いました。重度の発達障がい児に対して有資格者が構造化1対1指導を限定2人枠で実施しました。	1	・つくし園利用者 令和2年度:実人数53人、延べ人数1744人、連携会議3回 令和3年度:実人数67人、延べ人数1795人、連携会議2回 令和4年度:実人数67人、延べ人数2049人、連携会議2回 令和5年度:実人数68人、延べ人数2113人、連携会議2回 (令和2～4年度にかけては、並行通園先のコロナウイルス感染対応状況に合わせて随時登園の受け入れを行いました。) 令和6年度:実人数64人、延べ人数2059人、連携会議2回 ・花ノ木医療福祉センター個別療育利用者 令和2年度:実人数2人、延べ人数79人 令和3年度実人数2人、延べ人数87人 令和4年度:実人数2人、延べ人数72人 令和5年度:実人数2人、延べ人数86人 令和6年度:実人数2人、延べ人数85人 つくし園や就園先とも調整をしながら連携して支援しました。	1	保健・通園先・医療等、各関係機関と連携しながら受け入れ体制を整え、療育優先順位を常時検討しながら適正につくし園・花ノ木医療福祉センター個別療育を利用できるように調節を行いました。
	3	専門的育児支援の充実	社会福祉課		A	発達支援相談事業は、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施しました。 保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校・放課後児童クラブの巡回相談や医療紹介等連携を行い、成長発達を促しました。 支援が必要なこともに携わる関係職員の資質向上を図る研修会を開催しました。また、関係機関と調整し、必要に応じて専門職の講師派遣も行いました。	1	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら可能な限り発達支援及び育児支援を行いました。こどもの成長発達全般を相談できる場として、発達支援相談事業を実施しました。 保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校・放課後児童クラブ巡回訪問も、対象児がいる全ての園・小・中学校・放課後児童クラブと連携を実施しました。こどもの発達状況に合わせて、医療紹介を行ったり、福祉サービスへの利用の繋ぎも行いました。	1	就学後のケース数が増加傾向にあるため、長期休みに発達支援相談事業を利用されたケースに対して、学校に向いて小学校担任・コーディネーターと連携をしながら支援を実施しました。また、保育所・幼稚園・認定こども園職員に対して、知識・技術向上を目的とした講習会を全園対象に実施しました。
	4	相談体制の充実	社会福祉課		A	社会福祉課内に相談支援専門員を2人配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、管内相談支援事業所に対する助言等の後方支援を実施するなど障害者基幹相談支援センターとしての役割を担いました。 また、発達支援センターの発達支援相談事業では、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施しました。	1	社会福祉課内に相談支援専門員を2～3人配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、管内相談支援事業所に対する助言等の後方支援を実施するなど障害者基幹相談支援センターとしての役割を担いました。 また、発達支援相談事業では、医師・心理士・作業療法士・言語聴覚士から保護者へ発達状況を伝え、成長発達を促す関わりでのアドバイスを行い、必要に応じて療育・医療機関を紹介することができました。	1	社会福祉課内に障害者基幹相談支援センターを設置し、2～3人の相談員体制で当事者・家族等からの相談に応じ、情報提供・助言を行うなど、総合的かつ継続的に支援を行いました。 また、必要時に発達支援相談事業を実施し、対象児の発達状況に応じて療育・医療機関を紹介し、連携することができました。課題として、相談の予約枠が埋まっていることが多く、必要なケースが必要な時期に支援するために、職員体制の充実やより効率的な事業の実施方法を検討することが望ましいと考えます。
	5	障がい児保育の充実	幼児教育・保育推進課		B	支援の必要な児童が年々増加しており、担任以外の加配保育士を配置していますが十分な状況ではありません。年度途中で診断が出たり、長時間過ごす園児については、施設で過ごす時間のすべてについて丁寧に対応する必要があります。人材確保に努めていますが、必要人数がまかなえない状況でした。 加配の必要な児童 56人(公立保育施設)	2	一人一人に寄り添い、きめ細かな保育を実施できるよう、保育士の加配を行っています。また、加配保育士のスキルを向上するために研修の充実を図りました。	2	加配保育士のスキル格差が大きいです。加配保育士のスキル向上のための研修充実を図る必要があります。大多数の加配担当が会計年度任用職員のため、勤務時間内にスキルを向上するための研修を受ける調整が難しい課題があります。
	6	特別支援教育の充実	学校教育課		A	通常学級における支援員の配置により、発達特性に応じた児童生徒の学びを促すための支援を充実することができました。研修会を通して支援員の役割について認識を深めることができました。	1	通常学級における支援員の配置により、発達特性に応じた児童生徒の学びを促すための支援を充実することができました。研修会を通して支援員の役割について認識を深めることができました。	1	インクルーシブ教育の構築を目指しながら、通常学級の中でユニバーサルデザインの授業や教材教具の工夫など誰もが学びやすい環境を作っていくことが必要です。また、障がいのある児童生徒の切れ目のない支援体制を構築していくことが重要であり、そのための専門性の向上を目指していきたいです。 ※インクルーシブ教育 障がいの有無など様々な違いや課題を超え、すべてのこどもが同じ環境で学び合い、共生社会を構成していくことを目指す。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
＜基本目標4:きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実＞

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
	7	放課後における過ごし方の支援	社会教育課		A	放課後児童クラブにおいて認定支援員研修受講資格を満たしている者は、全員受講することができました。	1	認定支援員研修受講資格を満たしている者は、全員受講することができました。また、受講資格を満たさないために受講できない者は、京都府から受講助奨されている子育て支援員養成講座を順次受講することができました。	2	集団での過ごし方の検討や支援員の専門性の確保が課題となっています。
	8	交流機会の充実	社会教育課		C	視覚障害者社会教育指導者研修会、聴覚障害者社会教育指導者研修会への参加及び視覚障害者成人講座は実施しましたが、聴覚障害者成人講座は実施できませんでした。高齢化等により参加者が減少しており、参加者の確保が課題です。	3	視覚障害者社会教育指導者研修会、聴覚障害者社会教育指導者研修会への参加はでしたが、コロナ禍により、視覚障害者成人講座、聴覚障害者成人講座は実施できませんでした。高齢化等により参加者が減少しており、参加者の確保が課題です。	3	高齢化等により参加者が減少しており、参加者の確保が課題です。
	9	医療費の助成	社会福祉課		A	福祉医療費支給事業として、医療費の自己負担分を給付し、対象者の経済的負担を軽減することで、安心して必要な医療を受けられるよう支援を行いました。	1	福祉医療費支給事業として、医療費の自己負担分を給付し、対象者の経済的負担を軽減することで、安心して必要な医療を受けられるよう支援を行いました。	1	医療費の自己負担分の適正な給付により、対象者が安心して必要な医療を受けられるよう支援ができました。
	10	外国につながるのある児童への支援	幼児教育・保育推進課		B	家庭とのコミュニケーションや連携の難しさがありましたが、両親のどちらかが日本語を理解していたり、知人の通訳で対応したり、翻訳アプリを活用したりしながら、園生活につながることは概ね理解できています。こども自身は柔軟で言葉の獲得が早く、簡単な日常会話の積み重ねはできています。園も母国の地域を学び、文化や簡単な言葉を理解して進めました。	2	コロナ5類への移行後、急激に増えています。家庭とのコミュニケーションや連携の難しさがありましたが、両親のどちらかが日本語を理解していたり、知人の通訳で対応することで園生活につながることは概ね理解できています。園も母国の地域を学び、文化や簡単な言葉を理解して進めました。	2	翻訳機器や携帯の通訳機能を使用しても伝わりにくいことは多くあります。こどもは柔軟なため、言葉の違いはあっても時間と共に簡単な言葉は獲得しています。加配が配置できるとよいですが、多様な言語に対応可能な職員の確保の難しさもあります。今後が増えると思われますが、一人一人丁寧に寄り添うことが大切と考えます。
	1	子どもの医療費の助成	こども家庭課		A	子育て支援医療費の助成は、0歳から中学校修了までの児童を対象に、入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を医療機関等で受給者証を提示する方法で助成しました。 すこやか子育て医療費の助成は、16歳から高等学校修了までの児童を対象に、入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を償還払いにより助成しました。	1	子育て支援医療費 適正な給付を行うことにより、保護者の負担を軽減し、子どもが安心して必要な医療を受けられるよう支援しました。 受給者数(令和3年3月末) 府制度3,207人 市制度2,709人 受給者数(令和4年3月末) 府制度3,146人 市制度2,680人 受給者数(令和5年3月末) 府制度3,093人 市制度2,652人 受給者数(令和6年3月末) 府制度2,756人 市制度463人 令和5年9月に京都府の京都子育て支援医療費制度が拡充されたことにより、市制度の受給者は減少しました。(市制度の対象者3歳から中学校修了までが、12歳から中学校修了までになったため) 受給者数(令和7年3月末) 府制度2,668人 市制度480人 すこやか子育て医療費 申請に基づき適正な給付を行うことにより、保護者の負担を軽減しこどもが安心して必要な医療を受けられるよう支援しました。	1	子育て世帯が安心して医療を受けることができるよう、保護者の負担を軽減し、こどもに必要な医療を受けられるよう支援しました。 すこやか子育て医療費については、償還払いのため中学校卒業後は受診後に申請が必要となりますが、事前に保険情報や振込先口座情報を登録することにより、手続きの簡易化に努めています。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
<基本目標4:きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実>

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(4)子育て家庭への経済的負担の軽減	2	子育て手当の支給	こども家庭課		A	月額第1子2,000円、第2子3,000円、第3子以降5,000円を年2回(9月末と3月末)に支給しました。 【令和6年度】 9月定期払で受給者数762人(対象児童771人)に支給しました。 3月定期払で受給者数724人(対象児童735人)に支給しました。	1	【令和2年度】 9月定期払で受給者数 797人(対象児童 953人)に支給しました。 3月定期払で受給者数 768人(対象児童 926人)に支給しました。 【令和3年度】 9月定期払で受給者数 898人(対象児童 909人)に支給しました。 3月定期払で受給者数 864人(対象児童 875人)に支給しました。 【令和4年度】 9月定期払で受給者数 735人(対象児童 874人)に支給しました。 3月定期払で受給者数 723人(対象児童 862人)に支給しました。 4月随時払で受給者1人(対象児童1人)、3月随時払で受給者1名(対象児童1人)に支給しました。 【令和5年度】 9月定期払で受給者数827人(対象児童837人)に支給しました。 3月定期払で受給者数797人(対象児童806人)に支給しました。 【令和6年度】 9月定期払で受給者数762人(対象児童771人)に支給しました。 3月定期払で受給者数724人(対象児童735人)に支給しました。	1	5歳未満の児童を養育する保護者に対し、経済的に支援をすることができました。
	3	子宝祝金の支給	こども家庭課		A	・子宝祝金を支給(第1子50,000円、第2子100,000円、第3子以降200,000円) ・支給総額 11,100,000円 ・支給人数 107人(第1子42人 第2子 40人 第3子以降 25人)	2	【令和2年度】 支給人数 160人(第1子65人、第2子64人、第3子以降31人) 【令和3年度】 支給人数 146人(第1子58人、第2子47人、第3子以降41人) 【令和4年度】 支給人数 145人(第1子62人、第2子54人、第3子以降29人) 【令和5年度】 支給人数 139人(第1子48人、第2子53人、第3子以降38人) 【令和6年度】 支給人数 107人(第1子42人、第2子40人、第3子以降25人)	2	出産後すぐに転出しても祝金を受給できるため、当市の大切な自主財源が当市民のために使われないケースが発生するという課題があります。
	4	入学祝金の支給	こども家庭課		A	・入学祝金を支給(小学校30,000円、中学校40,000円) ・支給総額 16,090,000円 ・支給人数 450人(小学校191人、中学校259人)	2	【令和2年度】 支給人数 485人(小学生232人、中学生253人) 【令和3年度】 支給人数 443人(小学生210人、中学生233人) 【令和4年度】 支給人数 459人(小学生225人、中学生234人) 【令和5年度】 支給人数 464人(小学校216人、中学校248人) 【令和6年度】 支給人数 450人(小学校191人、中学校259人)	2	本事業は入学時点で実施する事業であり、一定の成果は見込めますが、長い学校在籍期間のこどもの支援には十分とは言えません。
	5	児童手当の支給	こども家庭課		A	国の制度により、高校生年代までの児童を養育している方へ手当を支給しました。 なお、児童手当法の改正により、令和6年10月分から、所得制限の撤廃、支給対象児童の年齢が高校生年代に延長、多子加算の額の見直しなどを行う制度拡充が実施されました。 3歳未満の児童で第1子または第2子:1人につき月額15,000円、3歳未満の児童で第3子以降:1人につき月額30,000円、3歳以上～高校生年代までの児童で第1子または第2子:1人につき月額10,000円、3歳以上～高校生年代までの児童で第3子以降:1人につき月額30,000円を支給しています。 【令和6年度】 2月定期払で受給者数1,741人(対象児童3,183人)に支給しました。	1	【令和2年度】 2月定期払で受給者数1,608人(対象児童2,867人)に支給しました。 【令和3年度】 2月定期払で受給者数1,585人(対象児童2,789人)に支給しました。 【令和4年度】 2月定期払で受給者数1,566人(対象児童2,708人)に支給しました。 【令和5年度】 2月定期払で受給者数1,528人(対象児童 2,662人)に支給しました。 【令和6年度】 2月定期払で受給者数1,741人(対象児童3,183人)に支給しました。	1	高校生年代までの児童を養育している保護者の家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童のすこやかな成長に寄与しました。
	6	児童扶養手当の支給	こども家庭課		A	国の制度により、18歳以下の児童を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の障がいのある家庭に手当を支給しました。 受給者数200人(母子188人・父子12人)に支給しました。(令和7年3月定期払)	1	【令和2年度】 受給者数182人(母子171人・父子11人)に支給しました。(令和3年3月定期払) 【令和3年度】 受給者数185人(母子173人・父子12人)に支給しました。(令和4年3月定期払) 【令和4年度】 受給者186人(母子171人・父子15人)に支給しました。(令和5年3月定期払) 【令和5年度】 受給者数191人(母子178人・父子13人)に支給しました。(令和6年3月定期払) 【令和6年度】 受給者数191人(母子188人・父子12人)に支給しました。(令和6年3月定期払)	1	適正な受付と給付事務を行うことで、対象家庭を経済的に支援することができました。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
＜基本目標4:きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実＞

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間が終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
	7	特別児童扶養手当の支給	社会福祉課		A	障がい児が家族とともに暮らし、健やかに生育できることを目的とする制度であり、年3回(4・8・12月)府が手当を支給しました。また、市は随時受付・進達を行い、支給決定については府が行いました。(対象者数123人、内受給者数108人)	1	障がい児が家族とともに暮らし、健やかに生育できることを目的とする制度であり、年3回(4・8・12月)府が手当を支給しました。また、市は随時受付・進達を行い、支給決定については府が行いました。	1	適正な受付・進達事務を行うことで、対象家庭を経済的に支援することができました。
	8	不妊治療費の助成	こども家庭課		A	不妊治療を受けている夫婦(事実婚含む)に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成しました。 一般不妊治療助成 申請延件数:51件(うち先進医療実施件数18件) 申請者実人数:35人(うち男性2人) 申請者のうち妊娠した方:14人 不育治療助成 申請延件数:4件 申請者実人数:2人	1	電話や来所での相談に対応し、必要に応じて、府事業や相談窓口の紹介を行いました。 不妊治療を受けている夫婦(事実婚含む)に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成しました。 令和4年4月より、不妊治療に係る保険適用範囲が拡大されたことに伴い、市で助成する治療内容についても拡大しました。	1	保険適用の拡大に伴い、不妊治療を実施される医療機関も増え、治療に取り組まれる方が増加しています。申請期間が限られているため、申請漏れ等がないよう、広報にも注意していただく必要があります。
	9	要保護・準要保護児童生徒援助費の支給	学校教育課		A	入学説明会や年度当初の周知に加え、給食費が滞っている家庭へ個別に制度の案内を行い、制度の周知を図りました。	1	入学説明会や年度当初の周知に加え、給食費が滞っている家庭へ個別に制度の案内を行い、制度の周知を図りました。	1	就学援助率(準要保護)が上昇しています。
	10	特別支援教育就学奨励費の支給	学校教育課		A	学校と連携し、対象者について漏れなく対応しました。	1	学校と連携し、対象者について漏れなく対応しました。	1	対象となる児童生徒に対応しました。
(5)家庭生活を支援する体制づくりの推進	1	子どもの居場所の提供	こども家庭課		A	安心して過ごせる居場所を提供し、実人数21人の小中学生が利用しました。 スタッフとともに食事の準備や後片付け、掃除などの日常生活のスキルを身につけること、学習習慣や社会のルールの定着を目的として、居場所での日々の生活を過ごしたり、体験活動を実施したりしました。 今後も引き続き、支援が必要な子どもたちが利用できるよう、関係する組織や団体と連携し、利用を促していきます。	1	令和2年10月にB&G財団からの運営助成金を受け、「子ども家庭サポートセンターRuri」を開設しました。こどもたちの安心・安全となる居場所を提供し、生活習慣や学習習慣の定着を支援するため、サポート教室を運営し様々な体験活動を実施しました。また、令和4年12月からは送迎を実施し、通所できる校区を広げ、必要な児童に支援できるよう努めました。	2	「子ども家庭サポートセンター」が園部町内にあり、現時点で日吉町内と美山町内のこどもは受け入れていません。受け入れる範囲をどう広げていくのか考えていく必要があります。
	2	支援が必要な家庭の気づきの体制づくり	こども家庭課		B	子どもの貧困対策庁内推進委員会を2回開催し、令和7年度を始期とする「南丹市こども計画」について説明と意見交換を実施しました。 また、市民向けに講演会(映画上映、トークセッション)を実施し、虐待を受けた方、貧困によるヤングケアラーだった方などの当事者の声を届け、参加者との意見交換を実施しました。 【参加者数:75人】	2	令和2年度を始期とする「子どもの貧困対策推進計画」を作成し、計画に基づき、経済的困難に限らず、家庭の養育不足などを背景に困難を抱えているこどもたちへ支援が適切になされるよう庁内貧困対策推進委員会を設置し、連携の強化を図りました。また、地域の支援者、市民向け研修では、映画の上映やヤングケアラーについての研修、事例を通じた情報共有に取り組みしました。地域の方々との早期発見のための「気づきマニュアル」も作成し、民生委員へ配布を行いました。	2	今後は「南丹市こども計画」に位置付け、地域と行政とが一緒になって、今後も継続して子どもの貧困対策に取り組む必要があります。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
＜基本目標5:安心して暮らせるまちづくりの推進＞

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間の終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(1) 子どもの遊び場の確保	1	公園の整備	建設整備課		B	都市公園等の施設や樹木等の維持管理業務を行い、また、定期的な公園パトロール及び遊具点検を実施し、誰もが安心して利用できる公園として、安全管理を実施しました。 令和6年度は、園部公園の再整備に向けた実施設計に取り組み、翌年度からの再整備工事へ向け準備を行いました。 その他の公園等については、施設の長寿命化計画策定や遊具点検等の結果を基に、更新計画等の検討を行いました。	2	都市公園等の施設や樹木等の維持管理業務を行い、また、定期的な公園パトロール及び遊具点検を実施し、誰もが安心して利用できる公園として、安全管理を実施しました。 また、園部公園再整備へ向けた取り組みや、都市公園施設の長寿命化計画を策定しました。	2	設置から年数が経過している公園については、遊具等施設の老朽化による更新が、今後の検討課題となっています。
	2	学校施設、社会教育施設の活用	スポーツ推進課		B	各小学校、中学校の体育館等を開放し、スポーツ協会等と連携した様々なスポーツの種目を楽しめる事業を実施しました。	2	各小・中学校の体育館を学校行事と調整しながら開放し、スポーツ協会等と連携して様々な種目を楽しめる取組を行いました。	2	引き続き、スポーツ協会等と連携した様々なスポーツの種目を楽しめる事業を実施していきます。
	3	保育施設の活用	幼児教育・保育推進課		B	園児学はコロナ禍以降、個別の対応としています。また一斉の園開放は実施できていません。園利用を希望されている保護者の不安な気持ちや疑問が解消できるよう、個別の対応を丁寧に実施し、子育ての不安に寄り添う対応に努めました。	2	幼稚園では年1回ですが、未就児に対しての園庭解放を実施しました。就園に対する不安や悩みなど話せる場となっています。また、在園児についても、夏休みに自由登園日を数日設けました。	2	こどもが安心して遊ぶことができる場所に対する保護者のニーズに応えるため、園庭開放日の日数を増やしていくことを検討していますが、人材確保に苦慮しています。また、今後は「こども誰でも通園制度」を実施する予定です。
(2) 交通安全対策の充実	1	交通安全教育の推進	学校教育課	幼児教育・保育推進課	(学校教育課)A (幼児教育・保育推進課)A	(学校教育課) 南丹警察署や関係機関と連携しながら、学校において計画的に交通安全教室を実施し、交通安全に対する意識の高揚を図ることができました。また、交通安全に関わる資料等をもとに、交通安全についての指導を繰り返し行い、指導の徹底に努めることができました。 (幼児教育・保育推進課) 南丹警察署と連携し、計画的に児童対象や保護者も含み交通安全教室を実施しました。年齢に応じた内容を計画して、交通安全の啓発を行っています。また、園だよりなどを通じて視覚化し保護者にも伝えることができました。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)1	(学校教育課) 南丹警察署と連携し、学校において交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図りました。 「交通安全プログラム」を活用して通学路のハード面の整備を進めました。 新中学1年生で自転車通学を許可された生徒にヘルメットを配布しました。 (幼児教育・保育推進課) 南丹警察署と連携し、計画的に児童や保護者を対象に交通安全を実施してきました。年齢に応じた内容を計画し、交通安全の啓発を行いました。また、園だよりなどを通じて視覚化し保護者にも伝えました。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)1	(学校教育課) 交通安全教育については、通学等の環境の変化により、都度実施していくことが大切であり、道路状況の変化等の情報も共有化していきます。 (幼児教育・保育推進課) 交通安全に対する意識の高揚を図ることができました。交通安全に対する意識を児童がしっかり身につけるためには積み重ねが大切です。交通安全に限らず、常日頃の登降園時の中でも指導を積み重ね、身に付けていくように工夫していく必要があります。
	2	地域の見守りの強化	総務課		B	こどもの交通事故を未然に防ぐことを目的に、交通指導員の協力による登校指導を毎月1日と15日に継続して実施しました。 また、南丹船井交通安全協会南丹支部の活動として、街頭啓発活動により、こどもの安全対策を進めました。	2	こどもの交通事故を未然に防ぐことを目的に、交通指導員の協力による登校指導を毎月1日と15日に継続して実施しました。 また、南丹船井交通安全協会南丹支部の活動として、街頭啓発活動により、こどもの安全対策を進めました。	2	こどもの通学指導については、地域住民やPTAなどボランティアによる見守り活動が各校区ごとに定着しつつあります。警察などの関係機関と連携を図りながら取り組みができました。
	3	危険箇所の点検	学校教育課		A	南丹市通学路交通安全プログラムに基づき、10月に危険箇所について関係機関の連携を図るため、「南丹市通学路交通対策推進会議」を開催し、実地の合同点検を実施しました。対策可能な危険箇所については改善等行い、危険箇所や対策状況を記した一覧表を、学校と共有し、市ホームページで公表しました。	1	南丹市通学路交通安全プログラムに基づき、危険箇所について関係機関の連携を図るため、「南丹市通学路交通対策推進会議」を開催し、実地の合同点検を実施しました。対策可能な危険箇所については改善等行い、危険箇所や対策状況を記した一覧表を、学校と共有し、市ホームページで公表しました。	1	関係機関と連携の上、対策可能な危険箇所については改善等行い、危険箇所や対策状況を記した一覧表を、学校と共有し、市ホームページで公表しました。
	4	安全な道路環境づくりの推進	建設整備課		B	市道木崎小桜線(内林町交差点から本町交差点)で延長560m区間の歩道拡幅を行い、歩行者の安全を確保し、令和6年度においては、木崎町地内において歩道拡幅を実施し、当該区間完成へ向け最終工区に着手しました。	2	市道木崎小桜線(内林町交差点から本町交差点)で延長560m区間の歩道拡幅を行い、歩行者の安全を確保し、令和2～6年度事業においては、若松町地内、内林町、木崎町地内において歩道拡幅を実施しました。	2	歩道幅員の確保及び段差解消により、安全な歩行空間の確保ができました。
	1	犯罪のおこりにくい環境の整備	学校教育課	幼児教育・保育推進課	(学校教育課)A (幼児教育・保育推進課)B	(学校教育課) 新小学1年生に安全帽・防犯ブザー・防犯鈴を配布しました。 (幼児教育・保育推進課) 保育所・幼稚園・認定こども園では、連絡アプリを通して地域の防犯情報を配信したり、有事の際には保護者と速やかな連絡体制が取れるようシステムを構築し活用しています。 南丹警察署の協力で各種の防犯教室、訓練を実施し、防犯意識が高まるよう努めました。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)2	(学校教育課) 地域や関係機関等と協力しながら登下校時の見守りをお世話になり、こどもの安全確保に努めました。新小学1年生には安全帽・防犯ブザー・防犯鈴を配布するとともに、新中学1年生のうち自転車通学を許可された生徒にはヘルメットを支給しました。 (幼児教育・保育推進課) 南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携して、京都府下の不審者情報を保育所・幼稚園・認定こども園と共有しています。保育所・幼稚園・認定こども園は基本、保護者送迎のため、安全な登降園については随時注意喚起を実施してきました。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)2	(学校教育課) 地域や関係機関等と協力しながら登下校時の見守りをお世話になり、こどもの安全確保に努めました。また、新小学1年生には安全帽・防犯ブザー・防犯鈴を配布するとともに、新中学1年生には安全な登降園については随時注意喚起を実施しています。
	2	地域ぐるみの防犯体制づくり	学校教育課		B	警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めました。	2	警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めました。	1	地域の安全、特にこどもの安全確保は最優先事項です。またコミュニティスクール推進の観点からも防犯を通したまちづくり、学校づくりは非常に意義があると考えます。

■第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の総括
<基本目標5:安心して暮らせるまちづくりの推進>

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和6年度の取り組み内容	令和6年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和6年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間の終了した内容に追加、修正を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(3)子どもの安全対策の充実	3	情報伝達体制の確立	学校教育課	幼児教育・保育推進課	(学校教育課)A (幼児教育・保育推進課)A	(学校教育課) 子ども不審者情報や危険動物出没情報について、地域や関係機関等と協力しながら迅速な情報伝達に努めました。また学校においてはアプリ等を活用し、迅速な情報伝達に努めました。 (幼児教育・保育推進課) 保育所・幼稚園・認定こども園は連絡アプリ「すくーる」を活用し、有事の際の連絡ツールとしています。緊急時のお知らせや園の情報発信などにも活用しています。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)1	(学校教育課) 子ども不審者情報や危険動物出没情報について、アプリ等を活用し、地域や関係機関等と協力しながら迅速な情報伝達に努めました。 (幼児教育・保育推進課) 令和3年度より連絡アプリ「すくーる」を活用し有事の際の連絡ツールとしています。緊急時のお知らせや園の情報発信などにも活用しました。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)2	(学校教育課) 緊急時を含めて情報伝達体制の見直しと改善は非常に重要であり、また機構改正により、これまで以上に情報伝達については共通理解を図る必要があります。 (幼児教育・保育推進課) 毎年、4月に新入児には加入していただき、全国児家庭に情報が配信できる環境を整備しています。定期的な園配信を通じ、配信メッセージが既読となるか確認が必要です。
	4	防犯・安全教育の推進と安全管理	学校教育課	幼児教育・保育推進課	(学校教育課)A (幼児教育・保育推進課)B	(学校教育課) 児童生徒の発達段階に応じて、警察等関係機関と連携し、防犯教育や安全教育を実施しました。また、各校において作成している安全計画・防災計画に基づき、避難訓練等を実施し、課題を明らかにしながら児童生徒の安全・安心な環境づくりを実施しました。また保護者による「引き渡し」訓練等、より実際に即した訓練を行い、安全の推進を図りました。 (幼児教育・保育推進課) 令和6年度は京都府幼児教育アドバイザー研修(スペシャルバイザー)で防犯アドバイザーを招き、研修を実施しました。他園からも参加して研修を受講しました。園内外の防犯視点を教えていただきました。また、各所園ともに防犯訓練は年一回以上実施し、職員の防犯に対する意識が深まるように実施しています。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)2	(学校教育課) 児童生徒の発達段階に応じて、警察等関係機関と連携し、防犯教育や安全教育を実施しました。また、各校において作成している安全計画・防災計画に基づき、避難訓練等を実施し、課題を明らかにしながら児童生徒の安全・安心な環境づくりを実施しました。 (幼児教育・保育推進課) 令和元年度より駐在所員の防犯指導を受けています。令和4年度は八木中央幼児学園、令和5年度は八木東幼児学園が防犯アドバイザーを招き、近隣の駐在所員も含め、研修を実施しました。他園からも参加して研修を受講し、園内外の防犯視点を教えていただきました。また、各所園ともに防犯訓練は年一回以上実施し、職員の防犯に対する意識が深まるように努めました。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)1	(学校教育課) 相次ぐ自然災害や学校における事故に鑑みて、各学校の安全対策への意識は高まっており、訓練の良質共に高いレベルになりつつあります。 (幼児教育・保育推進課) 警察署や専門家のアドバイスを受け、実際の園の死角や危険箇所がわかり、改善につなげることができました。今後も計画的に園内の防犯環境を整えていくことが重要と考えます。園単独の研修にするのではなく、実施園が他園に声をかけて参加しやすい状況を作っています。
(4)子育てにやさしい住環境・生活環境の整備	1	公共施設などのバリアフリー整備	こども家庭課		E	点検を実施することはできませんでしたが、設置設備については日常点検レベルで破損の確認はありませんでした。	4	令和3年度に専門業者による定期点検を実施し、修繕を行いました。 令和4年度以降は施設の管理者による日常点検を行っています。	3	設備の状態で設置後の年数を踏まえながら、修繕、更新等も検討していく必要があります。
	2	雇用の創出と若い世代への就職支援	商工観光課		C	市内事業者の雇用機会の創出のため、ハローワーク国部との共催により、企業合同説明会を実施しました。 市内誘致企業39人の新規雇用者のうち19人が市内からの雇用となりましたが、市内雇用率としては48%に止まり、目標の60%を下回りました。 併せて、商工会と連携して創業セミナーを実施し、13人の方が所定の課程を修了されました。	2	コロナ禍を受け、個別の就職支援や再就職支援など、内容を工夫しながら支援を継続しました。 また、コロナ禍においても絶やすことなく創業セミナーを開催したことで、南丹市内において継続的に創業者を育成することができました。	2	市ホームページや広報紙、チラシなどによる情報発信は継続して行っていますが、SNSを活用した情報発信ができておらず、若者へ情報が届きづらい状況があるため、強化する必要があります。
	3	賑わいと安心の生活環境づくり	商工観光課		C	「誇りと絆の賑わい商店街づくり事業」において、1団体が活用され、街の賑わいや商店を活性化の機会となりました。 また、商業イベントについては、本年度も「園部城祭り」を支援し、家族連れをはじめ市内外から多くの方に来場いただき、盛会のうちに終えることができました。	2	コロナ禍においても、補助事業を継続することで、街の賑わいと活気を絶やさないための支援を行いました。 また、商業イベントとして支援を継続した「園部城祭り」については、市内外から関心を寄せていただける地域イベントとして定着しつつあります。	2	新型コロナウイルスの感染拡大に係る規制が緩和されたことを受け、安心して子育てができる賑わいのあるまちづくりのため、商店街事業者を中心として、街の魅力創造を引きつつ推進する必要があります。
	4	若者定住施策の充実	地域振興課		A	・転入者1,068人、転出者1,086人 ・Uターン者住宅購入等支援事業 商品券交付22件 ・子育て応援住宅支援事業 補助金交付4件 ・結婚新生活支援事業 補助金交付4件	1	住宅の購入等を伴ってUターンする子育て世帯に商品券を交付し、子育て世帯のUターンと地域経済の活性化を図りました。 子育て世帯が多子世帯の居住または三世代同居・近居のために行う住宅の改修に補助金を交付し、子育て世帯の移住と定着および世代間支援の促進を図りました。 新婚世帯の婚姻に伴う住宅取得費・住宅リフォーム費・住宅賃借費・引越費に補助金を交付し、新婚世帯の移住と定着につなげました。 地域団体が行う空き家を活用した定住促進拠点施設(お試し住宅など)の整備に補助金を交付し、若い世代が地域とつながりながら定住するための基盤を整備しました。	1	対象世帯の経済的負担・育児負担を軽減したり、定住促進拠点施設を整備したことにより、若い世代の移住と定着につなげることができました。
	5	定住促進に向けた情報の発信	地域振興課		A	・定住促進サポートセンター運営事業 移住相談734件、マッチング53件、物件登録64件 ・定住促進地域情報発信ツール整備事業 交付金交付1件 ・定住促進サイト「なんくら」で空き家情報等を発信 ・定住ガイドブック「なんくら」で制度情報等を発信	1	定住促進サポートセンターを拠点として、移住希望者・空き家所有者からの相談対応や空き家バンク物件の紹介などを行ったり、定住促進サイト「なんくら」から情報発信することにより、移住希望者を地域や空き家所有者につなぎ、地域の新たな担い手として受け入れました。(目標相談件数 年間300件) 南丹市定住ガイドブック「なんくら」を作成し、施策や制度内容等の周知を行いました。 地域団体が定住促進を目的に行う情報発信ツールの作成に補助金を交付し、地域の情報発信機能を強化しました。	1	地域の移住相談人材と連携・役割分担し、移住者受入体制の整備や空き家情報などの発信を行ったことにより、定住促進に寄与することができました。